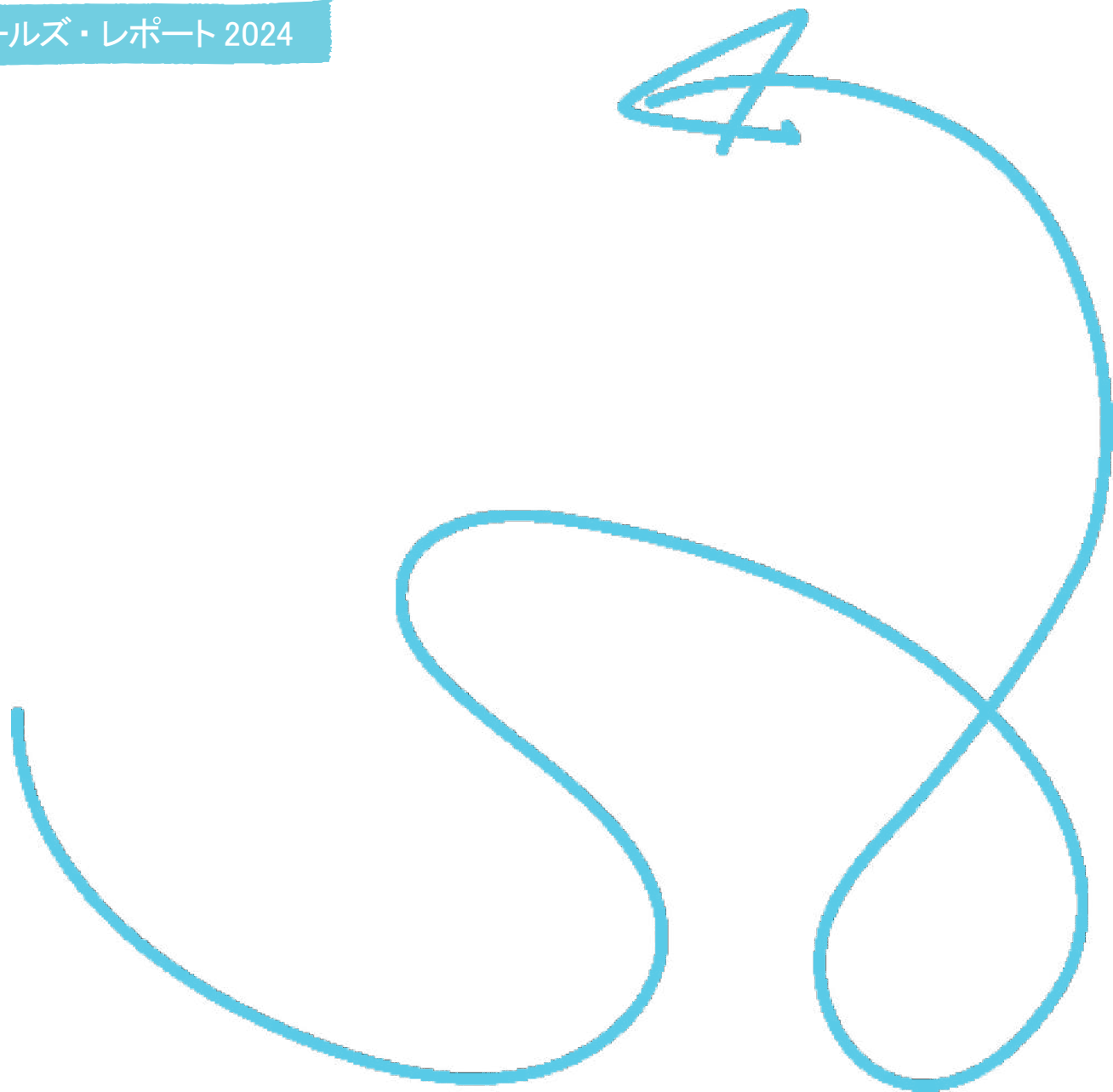


女の子・ユース女性が 声を発するために必要なこと

ガールズ・レポート 2024



**VITAL FACTORS THAT GIRLS AND YOUNG WOMEN CAN
FORM AND EXPRESS THEIR OWN VIEWS**
GIRLS REPORT 2024

女の子・ユース女性が声を発するために必要なこと ～ガールズ・レポート 2024～

目次

01**「ガールズ・レポート 2024」について P02**

- 01-1 はじめに P02
- 01-2 調査およびデータについて P03
- 01-3 主な調査結果 P04

02**アンケート調査結果 P05****03****20歳の女性1,000人のアンケート調査から考える P19**

- 03-1 子どもの権利条約と子どもの意見表明 P19
 - 03-1-1 データから見えてきたこと
 - 03-1-2 解説
 - 03-1-3 事例
- 03-2 安心・安全な複数の「場」と積極的に聴く「大人」 P22
 - 03-2-1 データから見えてきたこと
 - 03-2-2 解説
 - 03-2-3 事例、ユース座談会
- 03-3 ジェンダー不平等が及ぼす影響とジェンダー平等教育 P25
 - 03-3-1 データから見えてきたこと
 - 03-3-2 解説
 - 03-3-3 事例
- 03-4 現場からのコメント P28

04**専門家へのインタビュー P29****05****「ガールズ・レポート 2024」と今後の課題 P32****06****おわりに P33****07****参考文献・資料・インターネット P34**

01

「ガールズ・レポート 2024」について

01-1 はじめに

「誰しものが、当たり前前に声が聴かれる社会、
取り残されない世界を目指したい」

22歳女性、大学生

「女の子・ユース女性が声を発するために必要なこと〜ガールズ・レポート 2024〜」の目的は、女の子・ユース女性が家庭、学校、地域や社会のさまざまな場面で違和感や拒否感を覚え、その「気持ち・考え」や「意見」を発しようとする際に、何が「障壁」となっているのかを探り、その「障壁」を乗り越えていく「後押し」が何かを考察することです。

私たち、公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン（以下、「プラン」）は、子どもの権利が守られ、女の子が差別されない公正な社会を実現するために、日本を含む世界80カ国以上で活動を進めています。子ども・ユースが自身の「声」を持ち、発することの重要性、そしてその声が聴かれることにより、かれらのエンパワメントがはかられ、社会をより良くする力になるということ、活動を通じて確信してきました。一方で、多くの子ども・ユースの声、とりわけ困難な状況にある女の子・ユース女性たちの「声なき声」「取り残された声」「聴かれることがない声」があること、そしてそこに存在する交差性¹の問題も目の当たりしてきました。

プランはこれまでの「ガールズ・リーダーシップ・レポート」²において、女の子・ユース女性がリーダーになるための素地として、意見を表明し、声をあげていく重要性を提起してきました。今回の「ガールズ・レポート 2024」では、子どもの権利条約の意見表明権における“View”についての見解（P20 参照）をふまえ、家庭、学校、地域や社会において、女の子・ユース女性が日常的に「気持ち・考え」や「意見」を発することがどれだけできているのかに着目しました。そのため20歳の女性1,000人への調査を通じて、女の子・ユース女性が声を発することの「障壁」の可視化を試みました。20歳を調査対象にしたのは、高校生の頃の経験を客観的にふりかえることができる年齢であるとともに、ユース世代にある現在についても問うことができると考えたためです。

2024年は、国連「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」（以下、「子どもの権利条約」）の採択から35年、日本の批准から30年という節目の年です。また、2023年に「こども基本法」の施行と「こども家庭庁」の発足があり、子どもの意見表明の重要性が日本でも強調されるようになっていきます。

本レポートが、女の子・ユース女性が声を発することができる環境について、議論をより活発化させ、その実現のために行政、教育機関、NGO・NPO、地域社会、企業など、子どもの権利に関わる多様なアクターの連携を推進するためのきっかけとなれば幸いです。

1：交差性：人種、民族、国籍、ジェンダー、階級、セクシュアリティなど、さまざまな差別の軸が組み合わせたり、相互に作用することで独特の抑圧が生じている状況。
2：後掲「参考文献・資料・インターネット」参照

01-2 調査およびデータについて

- ・ 期間：2023年12月8日～12日
- ・ 方法：株式会社クロス・マーケティングの協力を得てインターネットによるアンケートを実施
- ・ 設問数：15問
- ・ 対象：全都道府県の20歳の女性1,000人
- ・ データの数値について：統計表の数字は小数点2桁で四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある
- ・ 本アンケート調査は、限られた調査方法、対象人数や設問数なため、女の子・ユース女性の実態の精確な提示において限界がある。それを補うために、「ユース座談会」(2024年3月8日オンライン開催)でのインタビューや他の調査報告も参考にした。



01-3 主な調査結果

1. 子どもの権利条約で定められている「子どもの意見表明権」を知っているかについて

- ・ 回答者の半数(50.1%)が子どもの意見表明権を知らない。
- ・ 「知らない」と答えた回答者は、「知っている」と答えたユース女性に比べ、高校生の頃と20歳現在のいずれも、「自分の考え・意見を言ったことがない」、「言うことができる場所がない」と答えた割合が高い。
- ・ 子どもや若者が考え・意見を発するために必要なこととして、回答者の28.1%が「大人が子どもの権利や子どもの意見表明権について学ぶこと」、21.7%が「子どもや若者が子どもの意見表明権について学んだり、実践したりする教育が行われること」と答えた。

2. 安心して話しができ、聞いてもらえる「場」について

- ・ 高校生の頃に自分の考え・意見を言えなかった理由のひとつとして、回答者の55.3%が、「安心して聞いてもらえる場所がなかった」ことを選択した。
- ・ 回答者の63.9%が、子どもや若者が自分の考え・意見を言うためには、「安心して話しができる場」が必要であると回答した。

3. 子ども・若者の考え・意見に耳を傾けて聴く「大人」について

- ・ 高校生の頃に自分の考え・意見を伝えたことのある回答者608人に、その時の相手の対応を尋ねたところ、「改善や解決につなげてくれた」と回答したのは、45.1%にすぎなかった。
- ・ 高校生の頃に自分の考え・意見を言えなかった理由のひとつとして、回答者の52.7%が、「聞いてくれる信頼できる人がいなかった」ことを選択した。
- ・ 回答者の47.5%は、子どもや若者が自分の考え・意見を発するために必要なこととして、「考え・意見を積極的に聞いてくれる大人がいること」と答えた。

4. 女の子・ユース女性が自分の考え・意見を言えなかった経験について

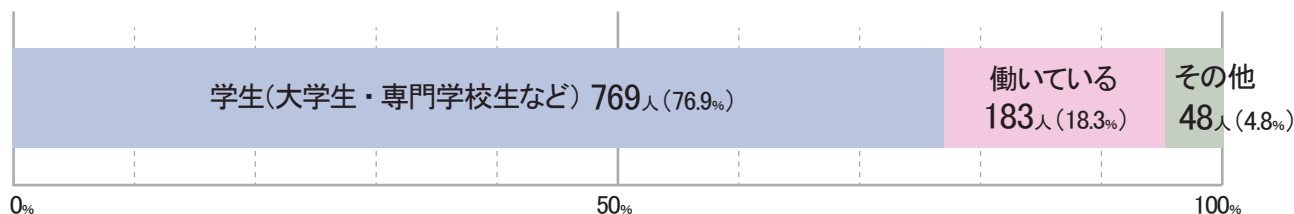
- ・ 自分の考え・意見を誰かに言ったことが「ない」と回答した割合は、「高校生の頃」が39.2%、「20歳現在」は45.8%だった。年齢が上がると、より困難になる傾向がみられた。
- ・ 267人(26.7%)が、高校生の頃にとりわけ「女の子だから」という理由で自分の考え・意見を言えなかった経験がある。その理由を答えた247人のうち、35.6%は「周囲の友達や大人の目が気になった」、32.0%は「女の子が考え・意見を言うべきではないという雰囲気があったから」を選択した。

02

アンケート調査結果

質問 1 あなたの属性を教えてください。(単一回答)

表 1: 20歳の女性の属性 (1,000人からの回答)



「学生」が76.9%、「働いている」が18.3%

回答者 1,000人の属性は、769人(76.9%)が「学生(大学生・専門学校生など)」、183人(18.3%)が「働いている」でした。「その他」と回答した48人(4.8%)の内訳は、専業主婦、無職、単発バイト、産休中、家事手伝いでした。

質問 2

子どもの権利条約は、子どもには、「自分に関係のあることについて自由に自分の考え・意見を表す権利があり、そうした考え・意見は子どもの発達に応じて、充分考慮されなければならない」と定めています。あなたは、この「子どもの意見表明権」を知っていますか。知っている場合はいつからですか。ひとつを選択してください。(単一回答)

表 2-1: 子どもの権利条約の「子どもの意見表明権」を知っているか (1,000人からの回答)

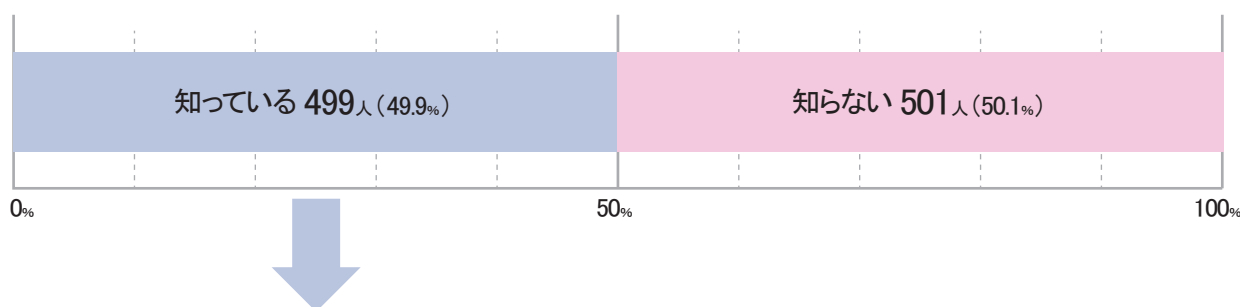
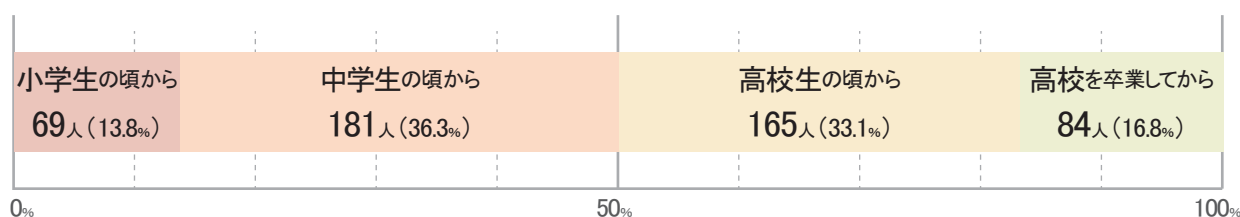


表 2-2: 子どもの権利条約の「子どもの意見表明権」をいつから知っているか(「知っている」と答えた499人からの回答)



半数が「子どもの意見表明権」を知らない

「『子どもの意見表明権』を知っていますか」という質問には、50.1%が「知らない」と回答しました。半数が自分の考え・意見を表す権利を知らないということが示されました。「知っている」と答えた499人のうち、「小学校の頃から」が13.8%、「中学生の頃から」が36.3%、「高校の頃から」が33.1%でした。

質問 3

高校生の頃に、以下のような内容について、自分の考え・意見を誰かに言ったことがありましたか。最も印象に残っている事柄をひとつ選択してください。(単一回答)

表 3-1：高校生の頃に、自分の考え・意見を誰かに言ったことがあるか (1,000人からの回答)

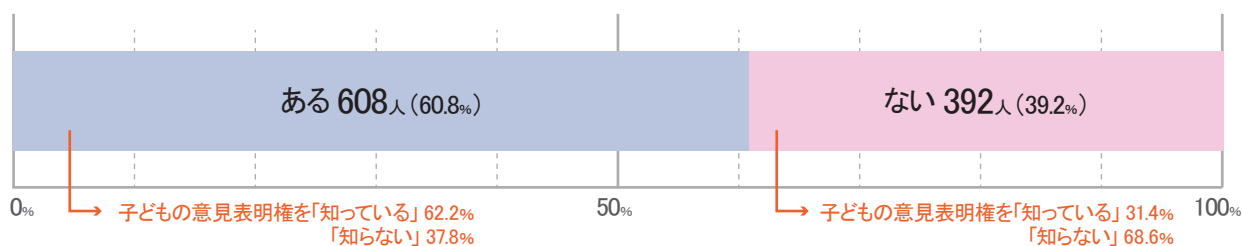
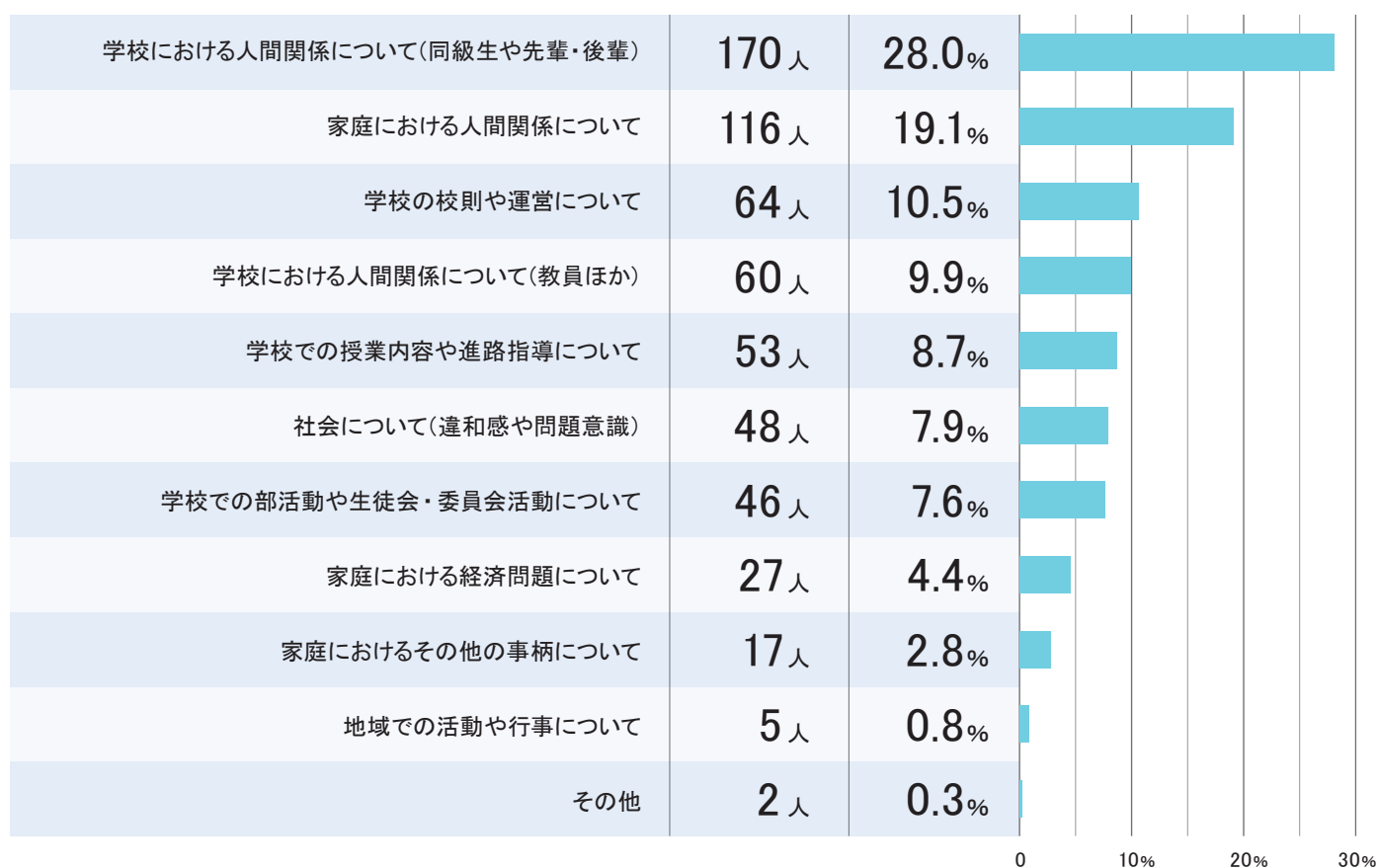


表 3-2：自分の考え・意見を言った内容で、最も印象に残っている事柄は何か (「言ったことがある」と答えた 608人からの回答)



約 4 割が「ない」と回答。「ある」という回答では、学校や家庭での人間関係が多い

高校生の頃に、自分の考え・意見を誰かに言ったことが「ない」という回答が39.2%ありました。「ある」と回答した608人のうち、「学校における人間関係について(同級生や先輩・後輩)」が28.0%、「家庭における人間関係について」が19.1%、「学校における人間関係について(教員ほか)」が9.9%と、6割近くが最も印象に残った事柄として学校や家庭の人間関係を選択しました。

質問 4

質問3で「ある」と回答した方にお伺いします。質問3でお答えいただいた事柄について、自分の考え・意見を伝えたのは主に誰でしたか。ひとつを選択してください。(単一回答)

表 4 : 自分の考え・意見を伝えたのは主に誰か (「ある」と答えた 608人からの回答)

母	260人	42.8%
同世代の友人	162人	26.6%
学校の先生	83人	13.7%
父	27人	4.4%
きょうだい	21人	3.5%
祖父母	11人	1.8%
年長の友人・先輩	11人	1.8%
スクールカウンセラーなど身近にいる専門家	9人	1.5%
親戚	7人	1.2%
アルバイト先の大人	7人	1.2%
部活や習い事などの指導者	5人	0.8%
近所の大人	2人	0.3%
その他	3人	0.5%

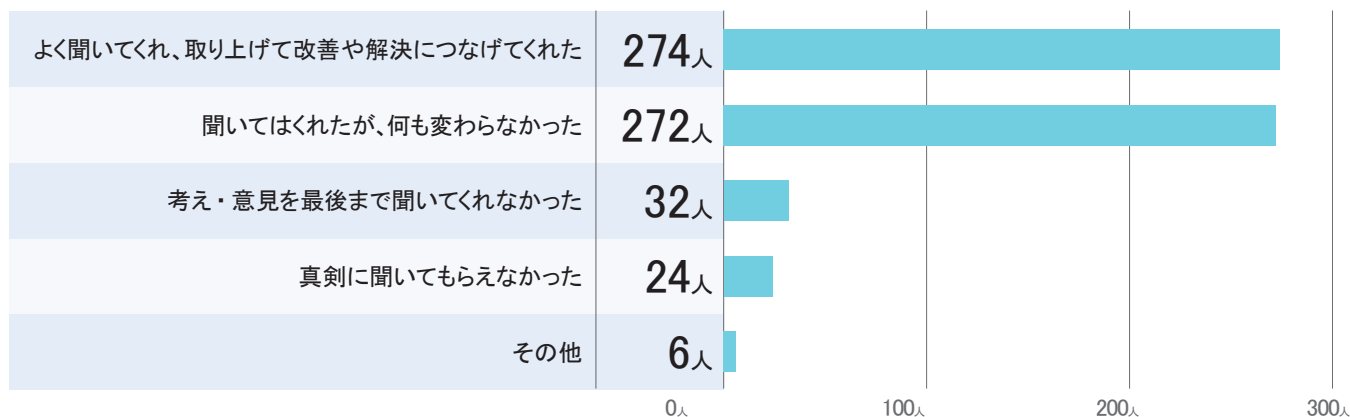
約 4 割が「母」、4人に1人が「同世代の友人」

「質問3で「自分の考え・意見を伝えたことが「ある」と答えた 608人に、伝えたのは主に誰だったかについて尋ねたところ、42.8%が「母」、続いて 26.6%が「同世代の友人」、13.7%が「学校の先生」と回答しました。「父」と回答したのは 4.4%、「きょうだい」は 3.5%でした。

質問 5

質問 3で「ある」と回答した方にお伺いします。質問 4であなたが自分の考え・意見を伝えた人のその時の対応はどうでしたか。ひとつを選択してください。(単一回答)

表 5：自分の考え・意見を伝えた相手のその時の対応はどうだったか
(「ある」と答えた 608人からの回答)



「よく聞いてくれ、取り上げて改善や解決につなげてくれた」は半数以下

「高校生の頃に自分の考え・意見を伝えたことがある」と答えた 608人に、相手のその時の対応を尋ねたところ、274人(45.1%)が「考え・意見をよく聞いてくれ、取り上げて改善や解決につなげてくれた」と回答しました。一方で、272人(44.7%)が「考え・意見を聞いてはくれたが、何も変わらなかった」、32人(5.3%)が「考え・意見を最後まで聞いてくれなかった」、24人(3.9%)が「考え・意見を真剣に聞いてもらえなかった」と回答し、意見を聞いてもらっても、その内容について取り上げて改善や解決につなげてくれたのは半数以下ということが示されました。

質問 6

高校生の頃に、あなたはどこでなら、自分の考え・意見を言うことができましたか。
あてはまるものをすべて選択してください。(複数回答)

表 6-1：考え・意見を言うことができる場所があったか (1,000人からの回答)

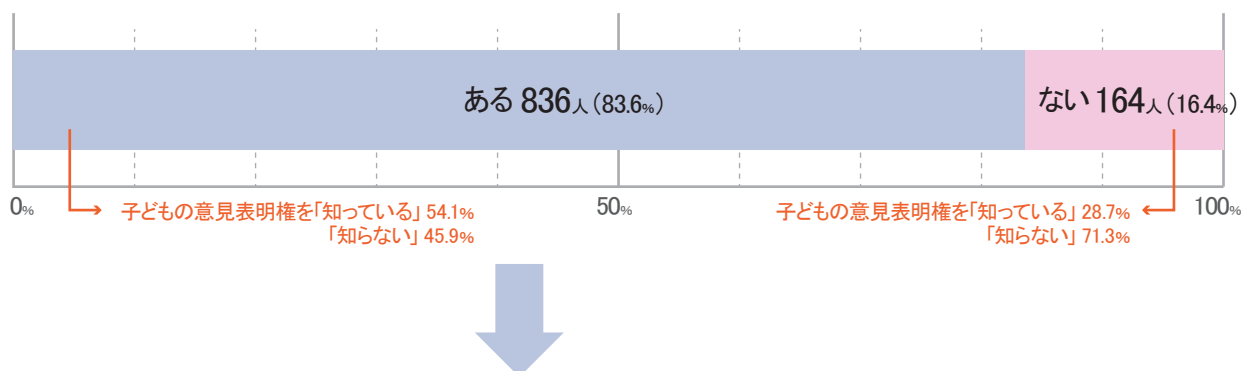
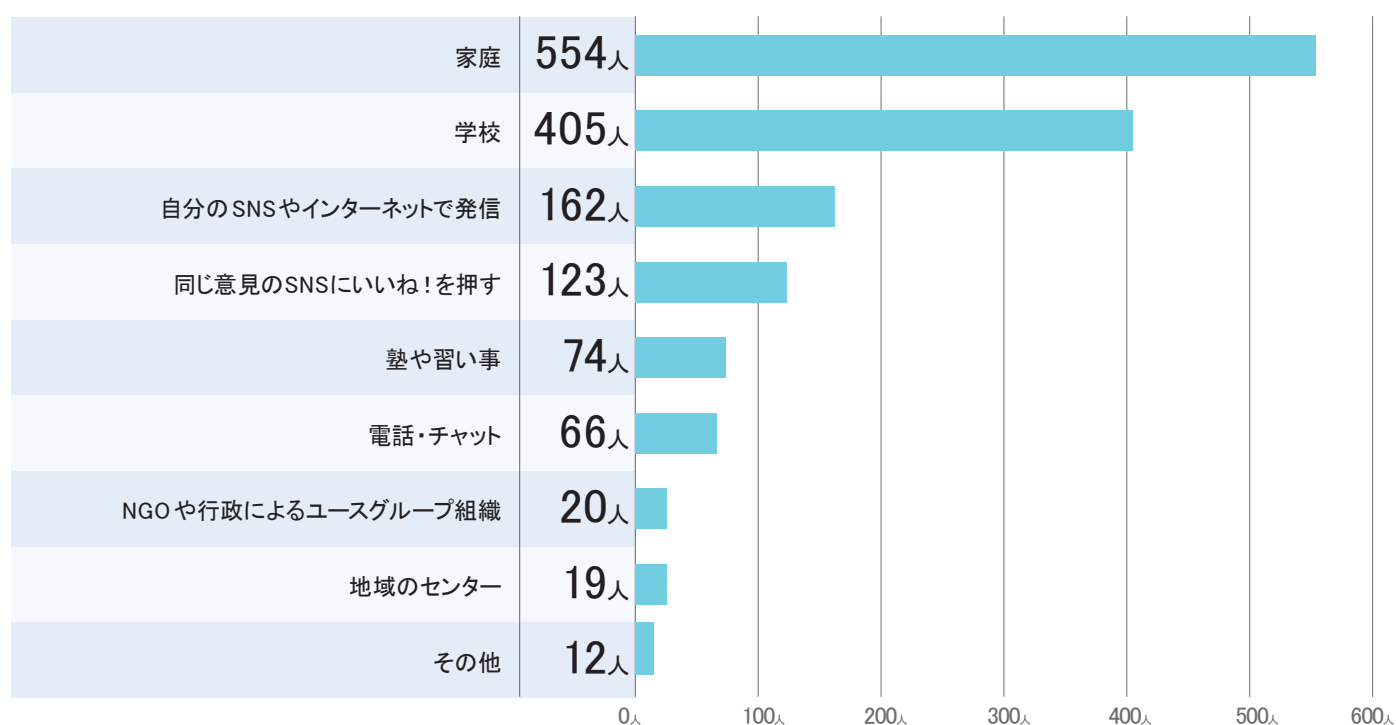


表 6-2：どこでなら、自分の考え・意見を言うことができたか (「ある」と回答した 836人からの複数回答)



家庭と学校など日常生活の場が多い。一方で、およそ6人に1人が「言える場所は無かった」と回答

高校生の頃、どこでなら自分の考え・意見を言うことができるかを尋ねたところ、「ない」という回答が16.4%ありました。「ある」と答えた836人では、554人(66.3%)が「家庭」、405人(48.4%)が「学校」と回答しました。また、162人(19.4%)は「自分のSNSやインターネットで発信」を、123人(14.7%)は「同じ意見のSNS発信にいいね!を押す」を、66人(7.9%)は「電話・チャット」を選びました。

「家庭」と「学校」という日常生活の場で「ある」という回答が多くあった一方で、対面でない「自分のSNSやインターネットで発信」、「同じ意見のSNS発信にいいね!を押す」、「電話・チャット」という場を回答した対象者も一定数いました。

質問 7

高校生の頃に、あなたは考え・意見を積極的に誰かに聞いてもらった経験がありましたか。あった場合は、どのような場でしたか。あてはまるものをすべて選択してください。(複数回答)

表 7-1：考え・意見を積極的に誰かに聞いてもらった経験があるか (1,000人からの回答)

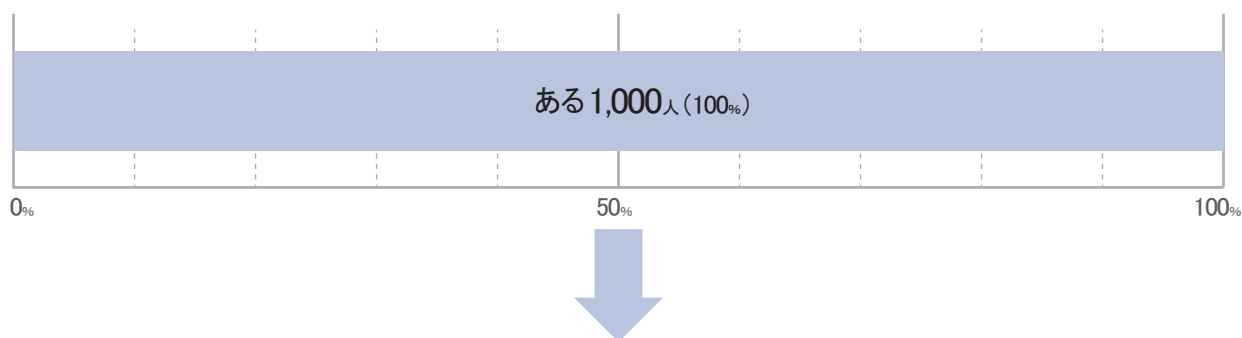
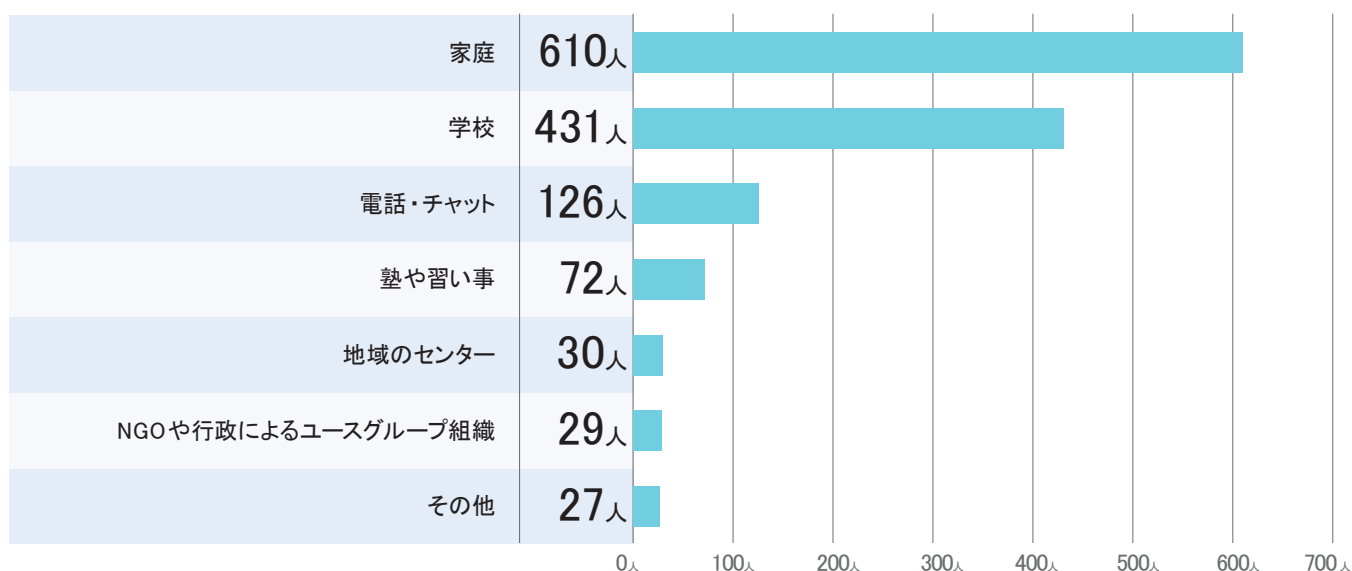


表 7-2：どのような場で聞いてもらったのか (聞いてもらった経験が「ある」と答えた1,000人からの複数回答)



「家庭」と「学校」が高く、「電話・チャット」が12.6%と続いた

高校生の頃に、自分の考え・意見を積極的に聞いてもらった経験があるかを尋ねたところ、1,000人全員が「ある」と回答しました。

場については、610人が「家庭」、431人が「学校」と回答し、家庭や学校など日常生活の場で、考え・意見を積極的に聞いてもらった経験があることが示されました。また、「電話・チャット」という回答が126人あり、対面ではない匿名性の高い場で、考え・意見を積極的に聞いてもらった傾向もみられました。

質問 8

高校生の頃に、あなたが自分の考え・意見を誰かに言えなかったのは、どのような内容についてですか。最も印象に残っている事柄をひとつ選択してください。(単一回答)

表 8 : 高校生の頃に自分の考え・意見を誰かに言えなかったのは何についてだったか (1,000人からの回答)

学校における人間関係について(同級生や先輩・後輩)	204人	20.4%
家庭における人間関係について	197人	19.7%
社会について(違和感や問題意識)	118人	11.8%
学校の校則や運営について	80人	8.0%
家庭における経済問題について	78人	7.8%
学校における人間関係について(教員ほか)	78人	7.8%
学校での授業内容や進路指導について	78人	7.8%
家庭におけるその他の事柄について	47人	4.7%
学校での部活動や生徒会・委員会活動について	45人	4.5%
地域での活動や行事について	28人	2.8%
その他	47人	4.7%

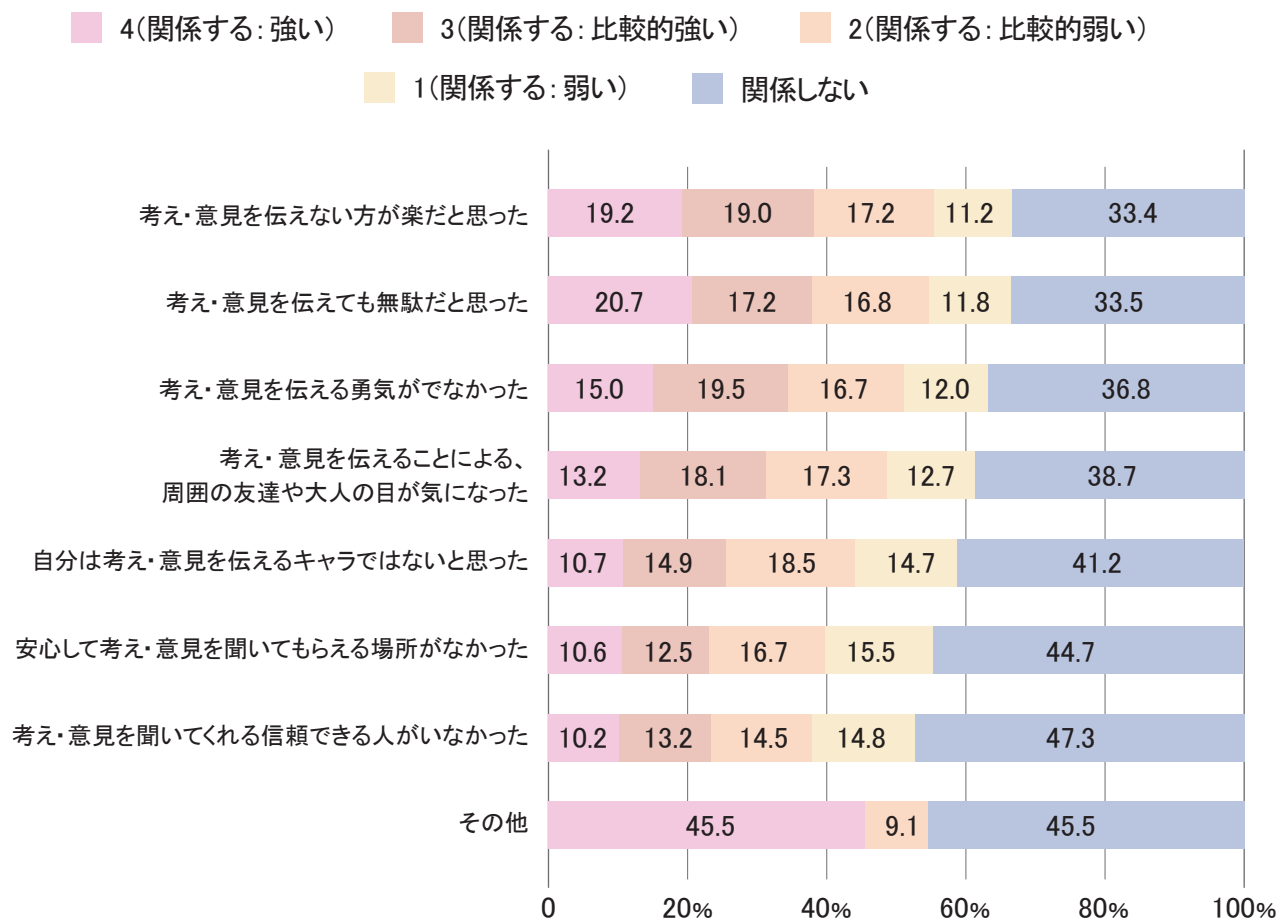
学校や家庭での人間関係との回答がそれぞれ約2割と高い

1,000人の回答者に高校生の頃に、「自分の考え・意見を誰かに言えなかったのは、何についてだったか」を尋ねました。人間関係に関する回答が高く、204人が「学校における人間関係(同級生や先輩・後輩)」、197人が「家庭における人間関係」と答えました。続いて、118人が「社会について(違和感や問題意識)」、80人が「学校の校則や運営について」を選択しました。「その他」には、「自分の生き方や性格」「身体的な問題」「自分の精神状態」などの記述がありました。

質問 9

質問 8 でお答えいただいた事柄についてお伺いします。あなたが自分の考え・意見を言えなかった理由は何ですか。またその理由が関係している度合いはどの程度ですか。すべての選択肢について、関係がないまたは、関係が弱い(1)から強い(4)までの 4 段階で回答ください。(複数回答)

表 9：自分の考え・意見を言えなかった理由とその理由が関係している度合い (1,000人からの回答)



どの理由にも回答者の過半数が「関係する」を選択

質問 8 の「高校生の頃に、自分の考え・意見を誰かに言えなかった」ことについて、例示した理由が「関係する」のか「関係しない」のか、「関係する」ならどの程度だったのかを尋ねました。「関係する」理由としては、「考え・意見を伝えない方が楽だと思った」(66.6%)、「考え意見を伝えても無駄だと思った」(66.5%)の回答が最も多く、「考え・意見を伝える勇気がでなかった」(63.2%)、「考え・意見を伝えることによる、周囲の友達や大人の目が気になった」(61.3%)が 6 割以上、「自分は考え・意見を伝えるキャラではないと思った」(58.8%)、「安心して考え・意見を聞いてもらえる場所がなかった」(55.3%)、「考え・意見を聞いてくれる信頼できる人がいなかった」(52.7%)との回答が過半数ありました。

「その他」の理由には、「同級生やその父兄がうざかった」「大人が決めることだと思ったから首を突っ込まない方がよいと思った」という記述がありました。

「関係する」理由の中で意見を言えなかったことにどの程度関係したかについて「3」(関係する: 比較的強い)と「4」(関係する: 強い)の割合が高かったのは、「考え・意見を伝えない方が楽だと思った」(38.2%)、「考え・意見を伝えても無駄だと思った」(37.9%)でした。

質問 10

高校生の頃、あなたは、とりわけ「女の子だから」という理由で、自分の考え・意見を言うことができなかったことはありましたか。それはどのような内容についてですか。あてはまるものをすべて選択してください。(複数回答)

表 10-1 : 「女の子だから」という理由で、自分の考え・意見を言うことができなかったことがあったか (1,000人からの回答)

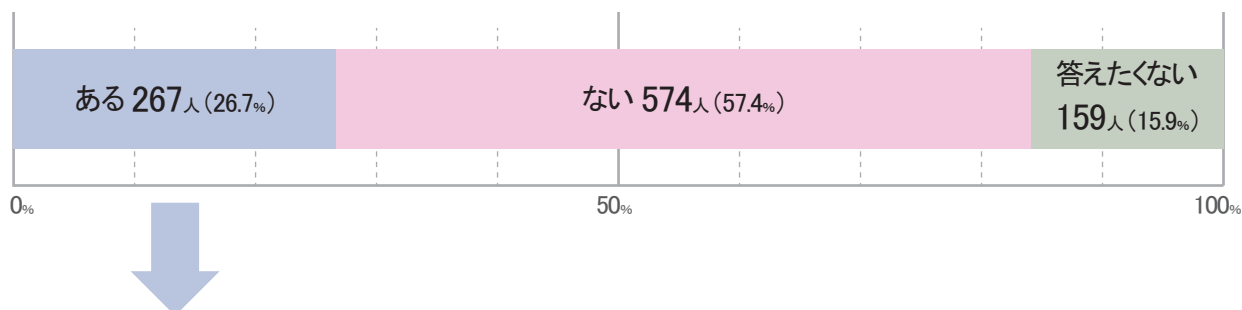
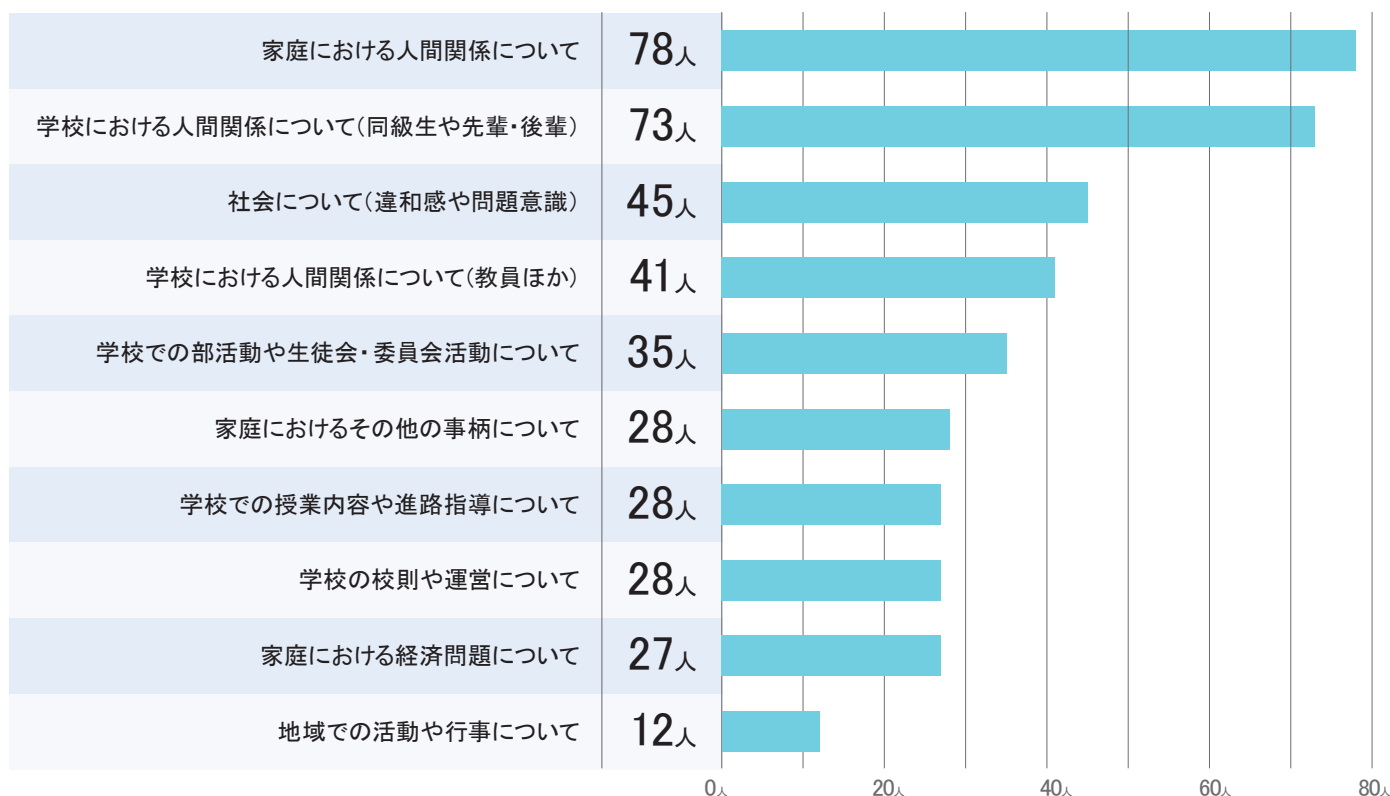


表 10-2 : 「女の子だから」という理由で、自分の考え・意見を言うことができなかった内容は何か (「ある」と答えた 267人からの回答)



過半数(57.4%)が「ない」、15.9%が「答えたくない」と回答。「ある」と答えた中では「人間関係について」が多い

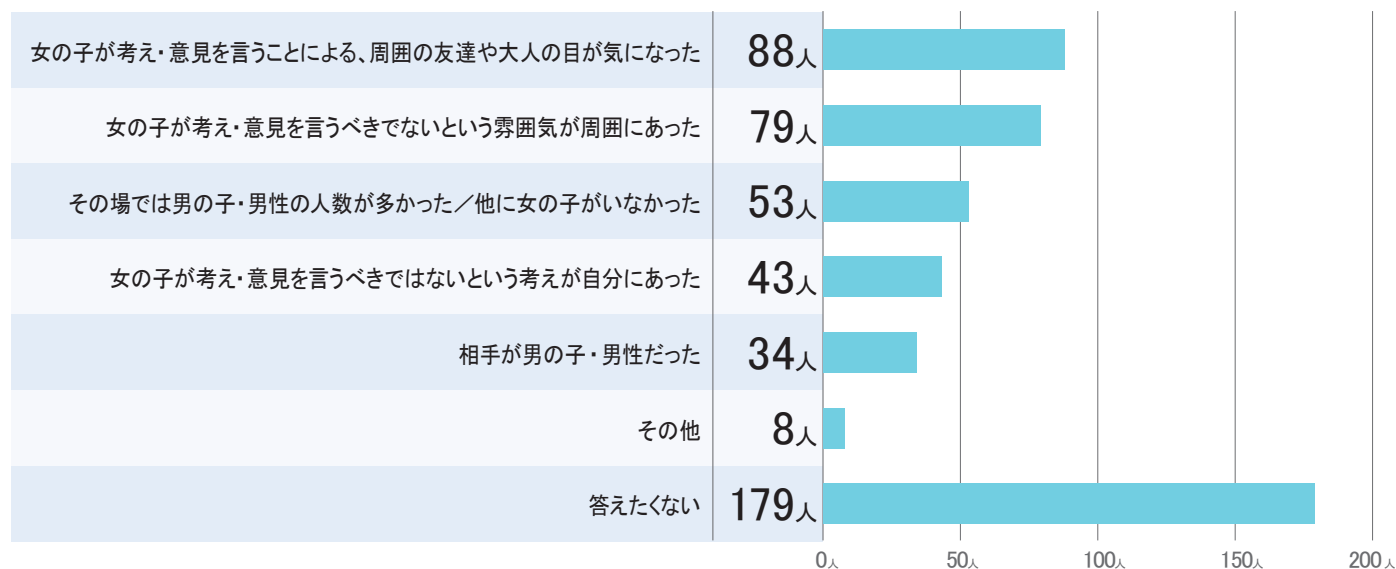
高校生の頃、「女の子だから」という理由で自分の考え・意見を言うことができなかったことが「ある」と回答したのは 26.7%、「ない」と回答したのは 57.4%でした。また、15.9%は「答えたくない」と回答しました。

「ある」と回答した 267人中では、78人(29.2%)が「家庭における人間関係について」、73人(27.3%)が「学校における人間関係について(同級生や先輩・後輩)」など「人間関係について」が多い結果となりました。「社会について(違和感や問題意識)」は 45人(16.9%)が選択しました。

質問 11

質問 10 で「ない」以外を回答した方にお伺いします。
 「女の子だから」という理由で、自分の考え・意見を言うことができなかった理由は何でしたか。
 あてはまるものをすべて選択してください。(複数回答)

表 11 : 「女の子だから」という理由で、自分の考え・意見を言うことができなかった理由は何だったか
 (「ある」と「答えたくない」と答えた 426 人からの回答)



周囲の目や雰囲気が大きく影響

質問 10 で「女の子だから」という理由で、自分の考え・意見を言うことができなかったことが「ある」と「答えたくない」と回答した 426 人にその理由を尋ねたところ、理由を答えた 247 人のうち、88 人(35.6%)が「女の子が考え・意見を言うことによる、周囲の友達や大人の目が気になった」、79 人(32.0%)が「女の子が考え・意見を言うべきでないという雰囲気が周囲にあった」と答え、53 人(21.5%)が「その場では男の子・男性の人数が多かった / 他に女の子がいなかった」、43 人(17.4%)が「女の子が考え・意見を言うべきではないという考えが自分にあった」、34 人(13.8%)が「相手が男の子・男性だった」と回答しました。周囲の目、雰囲気や男女の比率などの外部要因に関する理由を多く選ぶ傾向が見られました。

179 人は「答えたくない」と回答しました。

質問 12

あなたは現在、以下のような内容について、自分の考え・意見を誰かに伝えることがありますか。
あてはまるものをすべて選択してください。(複数回答)

表 12-1：20 歳現在、自分の考え・意見を誰かに伝えることがあるか (1,000人からの回答)

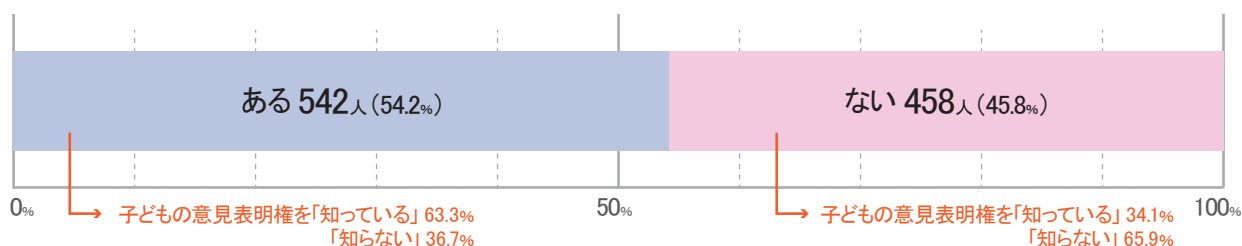
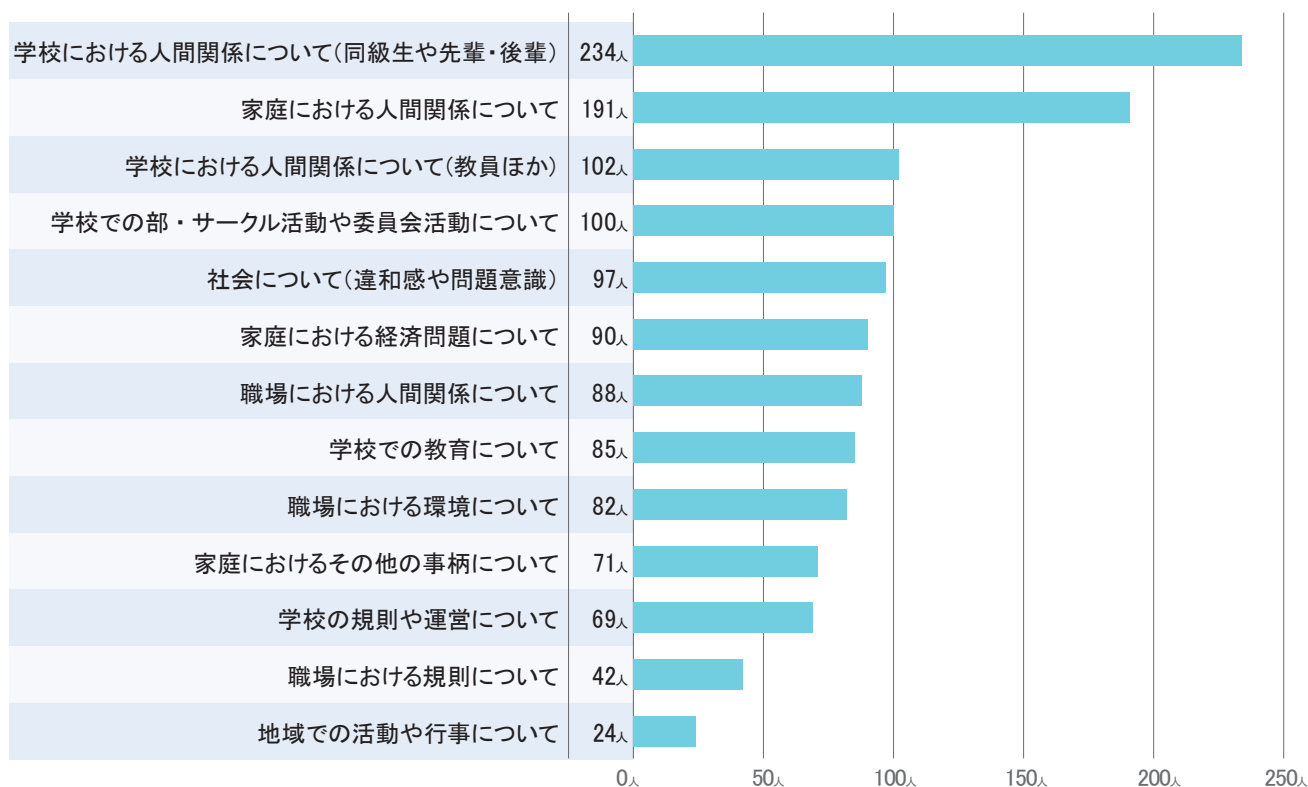


表 12-2：どのような内容で、自分の考え・意見を伝えることがあるか (「ある」と答えた 542人からの複数回答)



45.8%が「ない」と回答。「ある」との回答では人間関係についての割合が高い

20歳現在、自分の考え・意見を誰かに伝えることがあるか、「ある」場合はどのような内容についてかを尋ねました。

「ある」と答えた回答者が 542人(54.2%)、「ない」という回答者は 458人(45.8%) でした。「ない」との回答については、高校生の頃の 392人(39.2%) (質問 3) から増加している傾向がみられました。

「ある」と答えた 542人のうち、234人(43.2%) が「学校における人間関係について(同級生や先輩・後輩)」、191人(35.2%) が「家庭における人間関係について」、102人(18.8%) が「学校における人間関係について(教員ほか)」と人間関係について多く選択しました。

質問 13

あなたは現在、どこでなら自分の考え・意見を言うことができますか。
あてはまるものをすべて選択してください。(複数回答)

表 13-1：20 歳現在、考え・意見を言うことができる場所があるか (1,000人からの回答)

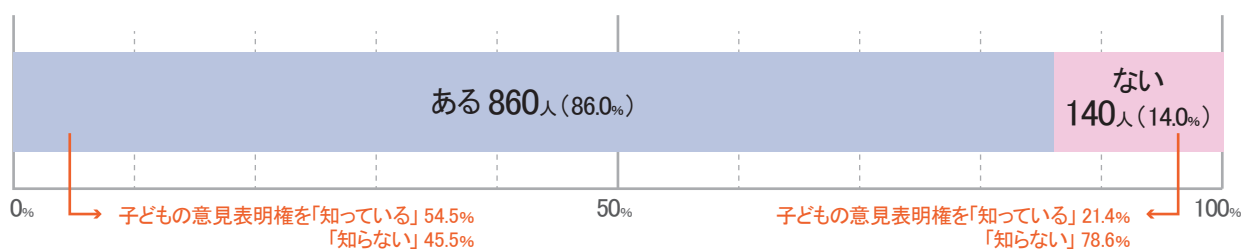
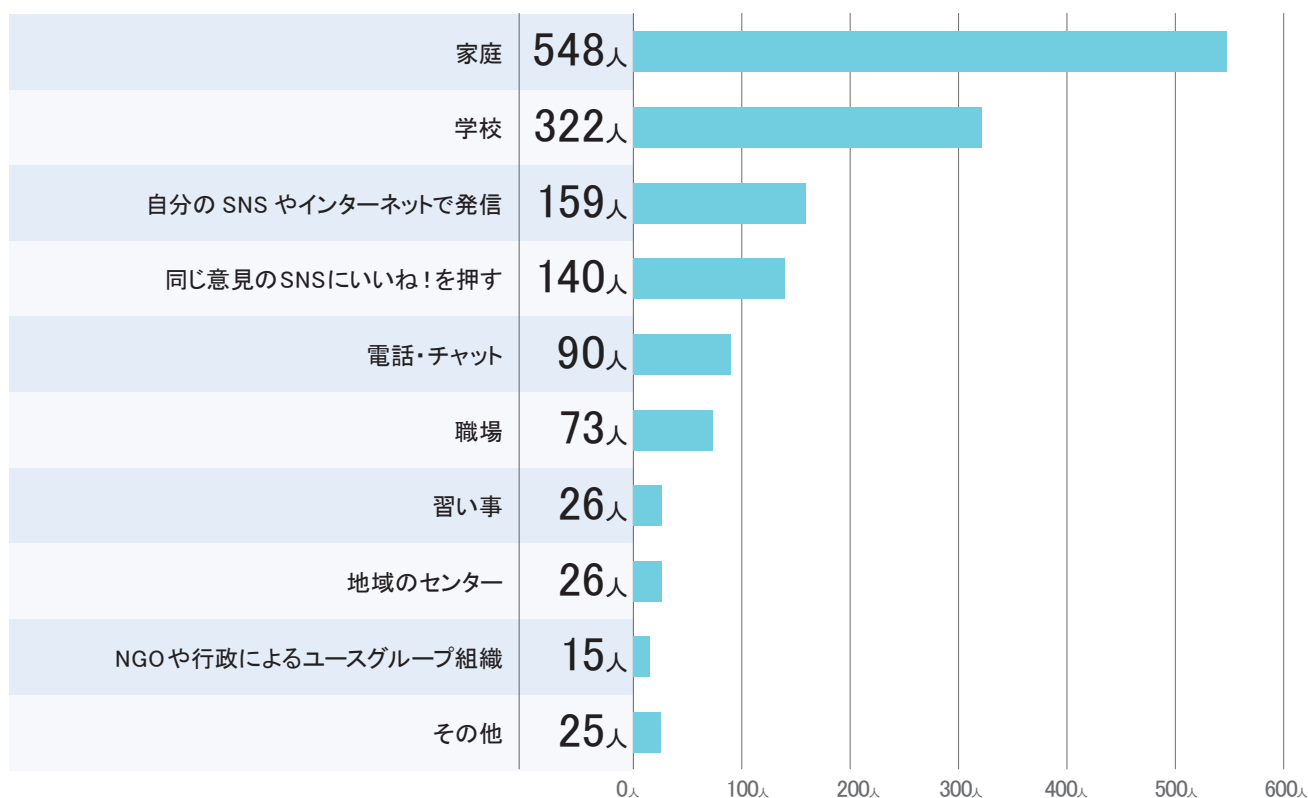


表 13-2：どこでなら自分の考え・意見を言う事ができるか (「ある」と答えた 860人からの複数回答)



「家庭」と「学校」が上位回答となり、SNSが続いた。14.0%は「ない」と回答

1,000人の回答者に、20歳現在、どこでなら自分の考え・意見を言うことができるかを聞いたところ、14.0%が「ない」と答えました。「ある」と回答した 860人では、548人(63.7%)が「家庭」、322人(37.4%)が「学校」、73人(8.5%)が「職場」という日常生活の場を選択しています。また、159人(18.5%)が「自分のSNSやインターネットで発信」、140人(16.3%)が「同じ意見のSNS発信にいいね!を押す」、90人(10.5%)が「電話・チャット」という対面ではない匿名性の高い場を選択しました。「その他」には「大学の相談室」「病院」などの記述がありました。

質問 14

あなたは女の子・女性が、自分の考え・意見を言うことが大切だと思いますか。
その理由は何ですか。あてはまるものをすべて選択してください。(複数回答)

表 14-1：女の子・女性が、自分の考え・意見を言う事が大切だと思うか（1,000人からの回答）

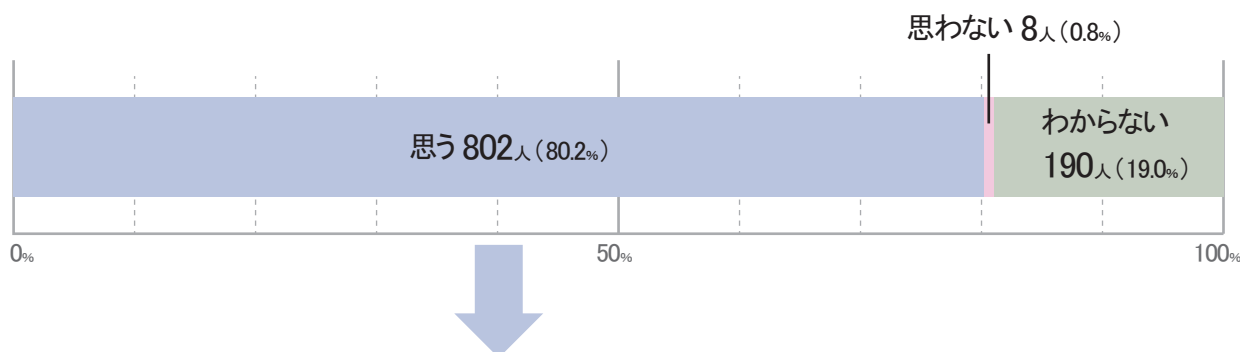
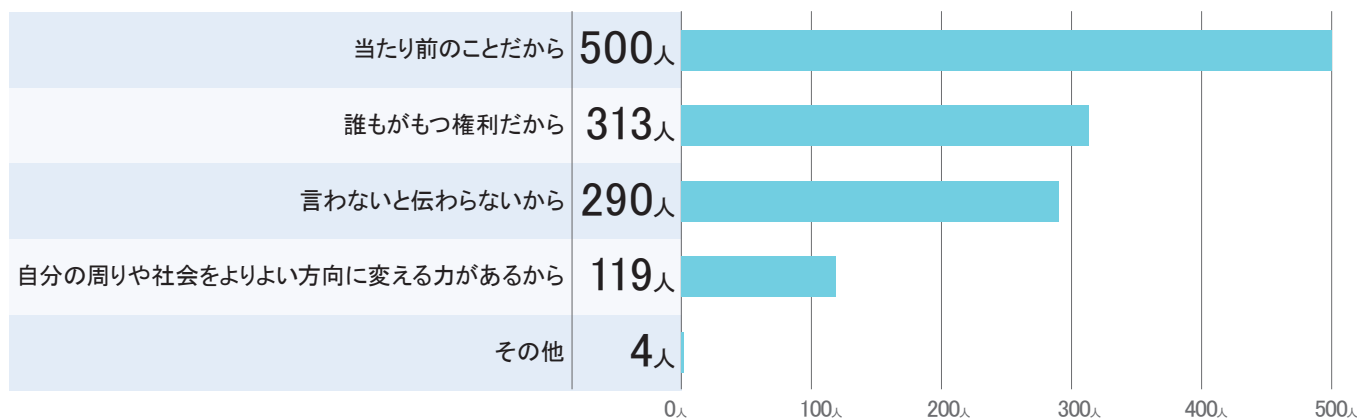


表 14-2：大切だと思う理由は何か（「思う」と答えた 802人からの複数回答）



8割が「大切だと思う」と回答。理由として、半数が「当たり前のことだから」を選択

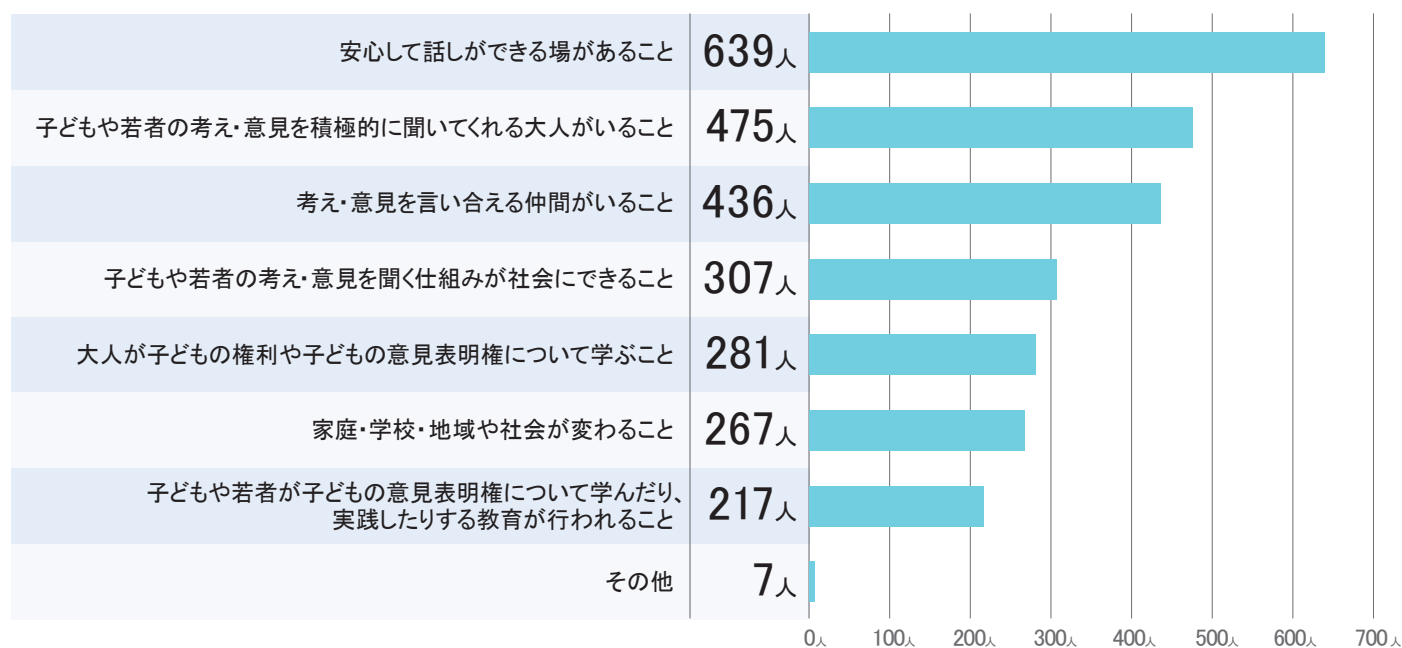
女の子・女性が、自分の考え・意見を言うことが大切だと思うかどうかを、その理由とともに尋ねました。802人（80.2%）が「思う」、8人（0.8%）が「思わない」、190人（19.0%）が「わからない」と回答しました。「思わない理由」には「男女ではなく個人として意見を持つことが大切だと思う」という肯定的な意見も含まれており、大半が女の子・女性が、自分の考え・意見を言う事の重要性を認識している結果が示されました。

大切だと思うと答えた 802人のうち、その理由として 500人（62.3%）が「当たり前のことだから」、313人（39.0%）が「誰もがもつ権利だから」、290人（36.2%）が「言わないと伝わらないから」、119人（14.8%）が「自分の周りや社会をよりよい方向に変える力があるから」と回答しました。また、「その他」の理由として、「女性の権利がないがしろにされている場面があるから」といった記述もありました。

質問 15

あなたは、子どもや若者が自分の考え・意見を言うためには、何が必要だと考えますか。
あてはまるものをすべて選択してください。(複数回答)

表 15: 子どもや若者が自分の考え・意見を言うためには、何が必要だと考えるか (1,000 人からの回答)



多くが複数の取り組みが必要と回答

「安心して話しができる場」と「子どもや若者の考え・意見を積極的に聞いてくれる大人」が上位に

「子どもや若者が自分の考え・意見を言うためには、何が必要だと考えるか」を複数回答で尋ねたところ、のべ 2,629 の回答がありました。639人(63.9%)が「安心して話しができる場があること」、475人(47.5%)が「子どもや若者の考え・意見を積極的に聞いてくれる大人がいること」、436人(43.6%)が「考え・意見を言い合える仲間がいること」と答えました。続いて、307人(30.7%)が「子どもや若者の考え・意見を聞く仕組みが社会にできること」、281人(28.1%)が「大人が子どもの権利や子どもの意見表明権について学ぶこと」、267人(26.7%)が「家庭・学校・地域や社会が変わること」、217人(21.7%)が「子どもや若者が子どもの意見表明権について学んだり、実践したりする教育が行われること」という結果でした。このように回答者の多くが複数の取り組みが必要と答えていることが見てとれます。「その他」では、「子どもと大人が対等に扱われる世の中になること」「子どもの意見を頭ごなしに否定するのではなく、一度は受け入れること」「守秘義務が守られること」「日頃から子どもとコミュニケーションをとること」「自分自身が意思を強く持つこと」があげられました。

03

20歳の女性1,000人のアンケート調査から考える

03-1 子どもの権利条約と子どもの意見表明

03-1-1 データから見えてきたこと

意見表明権を知らない人は、考え・意見を言う経験が少ない傾向がある

アンケート調査で子どもの権利条約や同条約第12条で規定されている「子どもの意見表明権」について尋ねたところ、「知らない」と半数(50.1%)が回答しました。「高校生の頃と20歳現在において、自分の考え・意見を言ったことがありますか/ありますか」(質問3/質問12)と「子ども意見表明権を知っていますか」(質問2)をクロス集計したところ、自分の考え・意見を言ったことが「ない」と回答した人の内訳では、子どもの意見表明権について「知らない」と回答した人が68.6%(高校生の頃)と65.9%(20歳現在)でした。また、「どこでなら自分の考え・意見を言うことができましたか/で

きますか(質問6/質問13)」においても、考え・意見を言うことができる場所はなかった」と回答した人の内訳では、子どもの意見表明権について「知らない」と回答した人が71.3%(高校生の頃)と78.6%(20歳現在)でした。

いずれの回答でも「子どもの意見表明権を知らない」と回答した人は、「知っている」と回答した人に比べ、「自分の考え・意見を言ったことがなかった/ない」、「考え・意見を言うことができる場所はなかった/ない」と答えた割合が高い傾向がみられました。

意見表明権を知ることは、考え・意見を発する基盤となる

本調査結果から、「子どもの意見表明権」を知ることが、女の子・ユース女性が考えや意見を発する基盤となる可能性が見てとれます。「ユース座談会」(P24 参照)では、子どもの権利について学んだことで、自ら声をあげることは肯定されることなのだという感覚を持てたという感想や、子どもの権利やジェンダー平等について学校で十分に学ぶ機会がなかったため、むしろ自ら積極的に学んできたことによって、今の自分に対する肯定感につながっているという意見がありました。学校や家庭、地域社会で、子どもの権利やジェンダー平等について学ぶ機会があり、社会の理解が進むことで、女の子・ユース女性が考えや意見を発しやすい環境を生み出し、さらには自己肯定感にもつ

ながると言えるのかもしれませんが。

また、「子どもや若者が自分の考え・意見を言うためには、何が必要だと考えますか(質問15、複数回答)」では、「大人が子どもの権利や子どもの意見表明権について学ぶこと」に28.1%、「子どもや若者が子どもの意見表明権について学んだり、実践したりする教育が行われること」に21.7%の回答がそれぞれありました。

他のアンケート調査でも「子どもの権利を子どものうちに教えてほしい」「学校でもっと子どもの意見を聞いてほしい」「大人たちに子どもの権利についてもっと伝える仕組みをつくって欲しい」という声があがっていたことが報告されています³。

3: フリー・ザ・チルドレン・ジャパン報告「子ども基本法制定等に向けた子ども・若者へのヒアリング調査」(2020年10月～2022年8月)

03-1-2 解説

「子どもの権利条約」と「子どもの意見表明権」

子どもの権利条約は、1989年に国連総会において採択され、日本は1994年に批准しました。

「子どもはだんだんと人間になるのではなく、すでに人間である」というヤヌシュ・コルチャック⁴の言葉に示されるように、子どもの権利条約では、子どもは「大人から守られる」存在であると同時に、大人と同様にひとりの人間であり「権利の主体」であると捉えています。

子どもの意見表明の重要性が強調

こども基本法は子どもにかかわる初めての包括的な国内法として、2023年4月に施行されました。第1条で子どもの権利条約が根本精神として掲げられたことは、大きな意義があると評価されています。子どもの意見表明についても、第3条で、すべてのこどもが年齢や発達の程度に応じて、①自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会と多様な社会的活動に参画する機会が確保されること②その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること、が基本理念と規定されています。さらに第11条は、こども施策の策定や実施、評価に当たり、その施策の対象となる子どもや養育する人、関係者の意見を反映させるため、必要な措置を講じることが、国と地方

子どもの権利条約の第12条は、「意見を表す権利」を次のように規定しています。

「子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。」⁵

自治体の義務だと定めています。

教育現場においても、2022年に12年ぶりに改定された「生徒指導提要(改訂版)」に子どもの権利条約の4原則が明記されたり⁶、「教育振興基本計画(2023～2027年度)」(2023年閣議決定)⁷に、子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を実現するために取り組むことが記載されたりするなど、子どもの権利条約を基盤とした、方針が打ち出されるようになってきました。

このように、福祉や教育をはじめ子どもに関わる政策など様々な分野で、子どもの意見表明の重要性が強調されるようになり、子どもの意見が反映される社会をいかに築いていくかが活発に議論されています。

子どもの権利条約第12条“View”の日本語訳をめぐって。

第12条は「子どもの意見表明権」と紹介されることが多い。しかし、「意見」という訳語については、条約の正文の英語では“View”と記され、日本語の「意見」という言葉のイメージよりも、子どもの意思や感じていることなど、幅広い意味を含むため、適切でないという指摘もある。また、「意見表明」というと、子どもに言いたい放題を許す

という誤ったイメージを醸し出してしまうという懸念も出ている。一方、国連子どもの権利委員会は、この条文について、「子どもには、自身に関することについて意見を聴かれ、その意見が正当に尊重される権利がある」と説明し、「子どもの意見の尊重」や「意見を聴かれる子どもの権利」を強調している⁸。

* 本アンケート調査では「子どもの意見表明権」という表記を使用しましたが、その意味を伝えるために説明文を加えています。

4：ポーランド出身の小児科医、児童文学者。子どもの権利条約の精神的父と言われている。

5：日本ユニセフ協会「日本ユニセフ協会抄訳」(URL：<https://www.unicef.or.jp/crc/childfriendly-text/>) (2024年4月10日アクセス)

6：文部科学省「生徒指導提要(改訂版)」(2022年)(URL：https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_oseisk02-100000597_01.pdf)、35-36ページ(2024年4月10日アクセス)

7：文部科学省「教育振興基本計画(2023～2027年度)」(2023年)(URL：https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_oseisk02-100000597_01.pdf)、40、53ページ(2024年4月10日アクセス)

8：大谷美紀子「あらためて『子どもの権利』とは」『こころの科学』232号、2023年、10-15ページ

03-1-3 事例

行政

武蔵野市子どもの権利条例～中高生世代の子どもが作成の過程に関わる



中高生世代が話し合いを重ねて条文を検討(© 武蔵野市)

2023年4月に施行された「武蔵野市子どもの権利条例」⁹⁾(東京都)は、「子ども目線の項目がしっかりと書き込まれた条例」の一つとして評価されている¹⁰⁾。市立学校などでの子どもへのアンケートや中高生世代の子どもたちとの意見交換、子どもへのパブリックコメントなどを通じて、多様な方法で子どもの声を聴き、条例に反映させている。「Teens ムサカツ」¹¹⁾の実行委員会がまとめた前文には、「わたしたち子どもは、未来の希望となる種で、無限の可能性や能力があり、それらを発揮することができます」で始まる「子どもたちのことば」が掲げられ、この「子どもたちのことば」が実現できる子どもにやさしいまちを目指すことが記されている。

条例では、権利の主体が子どもであることを示し、「自分らしく育つ権利」「自分の気持ちを尊重される権利」など子どもにとって特に大切な8つの子どもの権利を提示するとともに、「子どもにやさしいまちづくりの推進」では子どもが自由に自分の意見を表明することができること、市民の一員としてまちづくりに参加することができることが規定されている。

NGO

『世界の子ども権利かるた』～年齢や立場を超えて子どもの権利を学び合う

国際子ども権利センター(C-Rights)が、子どもの声を聴きながら、学生ボランティアと一緒に作成した教材¹²⁾。辛い思いをしている子どもに、「休んでもいい」「相談してほしい」、「子ども同士で話し合って意見を出すことで問題解決に参加してほしい」、などのメッセージが込められている。かるたワークショップを通じた子どもの権利の啓発活動にも大学生が主体的に関わり、子ども、ユース、保護者などの異年齢間で子どもの権利条約を学ぶ場づくりを行っている。

C-Rightsによると、かるたで子どもの権利を学んだ子ども(中1)からは「親に自分の意見を言うと全て否定されてしまうこともあり、それが、当たり前だと思っていたけど、私達も人間として生まれてきて、人間として、自由に生きる権利があるということに改めて気づくことができました。良い機会を頂けてうれしかったです」、大人からは「子どもと話をしているといろいろと聞くよりも、かるたを使った方が気になることを聞けそうでいいと思った」という感想が寄せられている。日本全国で、子どものみならず、自治体職員や教職員、保護者などの大人も対象としたワークショップや研修が開かれ、このかるたが活用されている。



大学生がファシリテーターとなってかるたで楽しく権利を学ぶ(© 国際子ども権利センター)

学校

スウェーデンの小学校社会科教科書～「権利とは何か」を考え、行動を促す



学校で学ぶ小学生

©Ann-Sofi Rosenkvist/imagebank.sweden.se

環境活動家のグレタ・トゥンベリさんを生んだ国として知られるスウェーデン。この国で、子どもがどのように教科書で権利を学び、意識を高めていくのかを紹介している一冊に、『スウェーデンの小学校社会科の教科書を読む』¹³⁾がある。同書では、意見表明権を「あなたには、自分がどう思っているかを述べる権利があります。大人たちはあなたの意見を聞かなくてはなりません」と説明している。さらに、「学校における決定に生徒たちが影響を与えることができるのは、大切なことです。そして学校は民主制の機能の仕方を練習する場です」と教えている。

本書では、日本の教科書では「日本国憲法」の「基本的人権の尊重」を取り上げるのに対し、スウェーデンでは「世界人権宣言」の「すべての人間は、生まれながらにして自由」とは何かを考えさせている、と指摘している。また、小学校を民主制の練習の場と捉え、教室と政治・社会をリンクさせて教えている点に注目している。その背景には、スウェーデンでは、子どもは心身ともに発達途上であっても、大人と同様に個人の意志が尊重される一人の主権者として扱われているからだと分析している。

9: 「武蔵野市子どもの権利条例」後掲「参考文献・資料・インターネット」参照

10: 瀧口優「子どもの権利条例の検討状況 ことも基本法の成立を受けて」『教育』第934号、2023年、72-78ページ

11: 若者世代が市政や地域活動へ関心を深め、提言を行う1年間のプログラム。

12: 甲斐田万智子監修、国際子ども権利センター制作『世界の子ども権利かるた』合同出版、2022年。

13: 鈴木賢志編訳『スウェーデンの小学校社会科の教科書を読む』新評論、2016年。

03-2 安心・安全な複数の「場」と積極的に聴く「大人」

03-2-1 データから見えてきたこと

安心・安全な複数の「場」の必要性

「高校生の頃」と「20歳現在」において、「自分の考え・意見を誰かに言ったことがあるか」(質問3/質問12)に対し、「ない」という回答がそれぞれ、39.2%と45.8%で大きな割合を占めています。また、「高校生の頃に、自分の考え・意見を誰かに言えなかった理由」(質問9)については、66.3%が「安心して聞いてもらえる場所がなかった」と答えています。

「どこでなら、自分の考え・意見を言うことができたのか」(質問6/質問13)では、「高校生の頃」も「20歳現在」も「家庭」という回答が最も多く占め(高校生の頃、836人中の66.3%、20歳現在、860人中の63.7%)、次いで学校(高校生の頃、836人中の48.4%、20歳現在、860人中の37.4%)となっています。この結果から、「女の子・ユース女性の多くが、家庭や学校を自分の考えや意見を言える場所としているものの、逆に見れば、そうではない人たちも一定数おり、その点にも留意が必要です。

さらに「考え・意見を言うことができる場所がない」との回答も「高校生の頃」で1,000人中の16.4%、「20歳現在」で14.0%ありました。「子どもや若者が自分の考え・意見を言うためには何が必要か」(質問15)では、63.9%が「安心して話ができる場があること」と回答しています。

「ユース座談会」でも、ユース女性の場合は特に、安心・安全が守られる「場」の必要性が強調されています(P24参照)。他の調査でも、子どもたちからは「親に相談できない内容がある子もいるから、親なしで簡単に安全に相談できる所を作してほしい¹⁴」、「学校生活の中で変わってほしいことを見つけたとき、友達や家族には言うが、学校には伝えない¹⁵」といった声があがっています。子どもや若者が自分の考え・意見を発するためには、安心・安全な「場」を複数必要としているのです。

積極的に話しを聴く、信頼できる「大人」の存在

「高校生の頃に、自分の考え・意見を誰かに言えなかった理由」(質問9)についての回答では、52.7%が「考え・意見を聞いてくれる信頼できる人がいなかった」を選択しています。また、「子どもや若者が自分の考え・意見を言うためには何が必要か」(質問15)に対し、47.5%が「子どもや若者の考え・意見を積極的に聞いてくれる大人がいること」と回答しています。さらに、高校生の頃に「自分の考え・意見を伝えた人のその場の対応はどうだったか」(質問5)では、45.1%が「考え・意見をよく聞いてくれ、取り

上げて改善や解決につなげてくれた」と回答しましたが、一方で44.7%が「考え・意見を聞いてはくれたが、何も変わらなかった」と答え、考え・意見を「最後まで聞いてくれなかった」あるいは「真剣に聞いてくれなかった」という回答も合計9.2%ありました。

これらの結果から、子ども・ユースが自分の考え・意見を発するためには、安心・安全な「場」が複数あることが望ましく、同時に、考え・意見に対し、真剣に耳を傾け、尊重し、考慮してくれる「大人」の存在も重要だと言えます。

14：日本財団「子ども1万人意識調査」(2023年9月)

15：広げよう！子どもの権利条約キャンペーン、「全国子どもアンケートみんなの今を教えてください～子どもの権利、知ってる？」調査(2023年9月)

03-2-2 解説

「意味のある参加」とは

ユニセフは、子どもが子どもに関わる事項について考え意見を表し、それが大人に十分に考慮されることを「意味ある参加」とし、子どもの年齢や状況によって様々な形があるとしています¹⁶。さらに参加する「場」、意見を言える「環境」、意見を聴く「大人」の存在が重要であり、子どもが意見を表しやすいようにわかりやすく情報を提供することや、意見を聞いた結果について子どもに報告することも大切だと指摘しています。

国連子どもの権利委員会は、「意味のある倫理的な子ども参加のための9つの基本要件」として、①透明性があり十分に情報がある②任意である③尊重される

④子どもの生活に関連している⑤子どもにやさしい⑥包摂的である⑦訓練による支援がある⑧安全であり、リスクに配慮している⑨説明責任（子どもへの報告）が果たされる、を挙げています。とりわけ子どもとともに活動する大人は「子ども参加の好例を認知し、尊重し、発展させていくこと」「子どもたちの生活の社会的、環境的および文化的文脈を理解すること」「耳を傾けること」などが必要であるとしたうえで、大人に対して、効果的な子ども参加に関わるスキルを身につけるための準備や支援が必要であると勧告しています¹⁷。

「子どもの声を聴く」取り組みと議論

こども家庭庁は、子ども・若者の意見を政策に反映するための常設の仕組み「こども若者★いけんぶらす」を2023年に立ち上げました¹⁸。この取り組みでは、登録した子どもとユースが、対面（会場参加）やオンライン、Webアンケート、チャットなどの方法で意見を伝える「場」を設けています。テーマは、こども家庭庁や各省庁が提起したテーマだけでなく、子ども自らが選んだ内容も含まれています。社会全体にこの取り組みを広く発信することで、子ども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解を広げることも目的としています。

また、家庭や学校、保育・学童保育、福祉、行政、司法、地域社会など様々な場において、「子どもの声を聴く」

とはどのようなことで、そのためには何が必要なのか、というテーマが活発に議論されています¹⁹。「子どもの声を聴くとは、すべて子どもの言う通りにするという意味ではなく、子どもの意見を聞いたうえで、難しい場合はなぜ難しいか、ほかにどんな方法がとれるかなどを話し合うことであるということ」、「子どもの声には意見だけでなく、子どもがどう感じているかという思いや気持ちも含まれているということ」、「意見を言いたくないということも、ひとつの意見表明であり、尊重されるべきものであるということ」などを、大人がしっかり認識する重要性も指摘されています。

16：日本ユニセフ協会「子どもの権利条約の考え方」<URL: <https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>> (2024年4月10日アクセス)

17：国連子どもの権利委員会「一般的意見12」(2009年)平野裕二訳、後掲「参考文献・資料・インターネット」参照

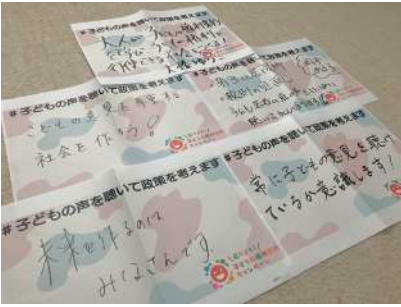
18：こども家庭庁「こども若者★いけんぶらす」、後掲「参考文献・資料・インターネット」参照

19：日本子どもを守る会編『子ども白書 2023』(かもがわ出版、2023年)では「今、子どもの声を(きく)」、吉川 徹編、『こころの科学』、(日本評論社、2023年)では「子どもの声を聴く」を特集。広げよう！子どもの権利条約キャンペーンでは、「行政の施策に子どもの意見を取り入れるには？」をテーマにセミナーを開催(2024年3月6日実施)

03-2-3 事例

NGO

子どもメガホンプロジェクト～子どもが安心して意見を言える「場」とするために、みんなで作るルール～



子どもの声を聞いた議員からのフィードバック
© 広げよう! 子どもの権利条約キャンペーン

「広げよう! 子どもの権利条約キャンペーン」²⁰による「子どもメガホンプロジェクト」は、全国の子どもの声を集め²¹、日本の子どもが抱えている問題や子どもの権利の状況について、国連子どもの権利委員会や政策決定者に届けることを目的として、2023年5月に始まった活動。

活動では、子どもがオンラインミーティングやイベントの「場」で、「おもしろい」と感じていることや「こうして欲しい」という意見を安心・安全に表明できるようにするため、「お互いの意見を否定しない」「言いたくないことは言わなくてよい」などのグラドルールを子ども自身が話し合っ決めていく。さらに、サポートする大人に対しては、「子どものセーフガーディング」²²の指針も導入している。「子どもに対して不適切な言動をとったり、身体的・心理的・性的に傷つけたりしない」「活動やイベントを通じて知った個人情報やプライベートな話は、その場以外にもらさない」などの行動規範の遵守を求めている。

NGO

ユース女性の居場所「わたカフェ」～信頼できる場所と大人につながる

経済的な問題やメンタルヘルス、性と生殖に関わる課題や人間関係などの困難を抱えるユース女性を対象とした、プランが運営する居場所。おやつを食べたり、宿題をしたりなど自由に過ごせるほか、社会福祉士、臨床心理士、助産師などの個別相談を受けることもできる。安心して、安全に過ごせる工夫や配慮をするとともに、プライバシーやセーフガーディングの遵守に取り組んでいる。

わたカフェの3年間の活動をもとに作成した冊子『女の子と若年女性にとっての居場所～「わたカフェ」の現場での気づきから～』²³では、関わる大人には「まずは相手を丸ごと受け止め、否定せずに話を最後まで聴く姿勢」「話しが聴けて良かったというフィードバック」「一度で解決できることは少ないため、時間をかけることを念頭におき、味方になる覚悟を持って話を聴くことを提案している。一方で、やらない方がよいこととして、「最後まで話を聞かずに遮り、自分の意見を言う」「信頼関係ができないうちに質問攻めにする」ことを挙げている。そして、自治体や他の支援団体と連携し、ユース女性に寄り添った支援をしていくことの重要性を提起している。



利用者の声に耳を傾ける

ユース座談会

声をあげているユース女性の経験を聴く

2024.03.08
オンライン開催

政策決定者に声を伝えるアドボカシー活動に高校生の頃から関わっている4人の大学生に、どのような経験を経て声をあげるようになったかを語ってもらった。声をあげる「後押し」となった経験や、「障壁」に感じていることについては、共通の指摘も多かった。ここで一部を紹介する。

「後押し」となった経験としては、「自分を肯定してくれる人」や「耳を傾けてくれる人」の存在、「連帯して一緒に声をあげる仲間」や「複数のコミュニティ」との出会いが共通して挙げられた。差別や攻撃的な発言に直面することなく、そのままの自分でいられる「セーフスペース」は、とりわけ女の子・ユース女性が声をあげるために欠かせない重要な要素である点が強調された。また、子どもの権利やジェンダー平等について

学ぶことで、自分の考えを社会全体の文脈で把握でき、自己肯定感につながるという趣旨のコメントもあった。

ユース女性が声をあげる「障壁」としては、「女性はあるべきという規範」「男性中心の社会において、声をあげるときに“マッチョ化”しなければならないこと」「家父長制」「硬直化したヒエラルキー」「首都圏と地域における情報や機会の格差」「年功序列による世代間コミュニケーションの難しさ」など、日本社会に横たわる問題が数多く挙げられた。

ユース女性に限られることではないが、吃音や内気な性格といった上手く発言ができない人の障害や特性への配慮がなく、「声の大きい人」の声だけが聞かれがちであることも指摘された。

20: 子どもに関する活動を行う団体や個人によるキャンペーン。<URL: <https://orc-campaignjapan.org/>> (2024年4月10日アクセス)

21: 「全国子どもアンケート みんなの今を教えて～子どもの権利、知ってる?～ 調査結果ダイジェスト版」(2023年)、後掲「参考文献・資料・インターネット」参照

22: 「子どものセーフガーディング」に関しては、(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのウェブサイトを参考。<URL: https://www.savechildren.or.jp/about_sc/pdf/chilidsafeguarding_3.pdf> (2024年4月10日アクセス)

23: 『女の子と若年女性にとっての居場所～「わたカフェ」の現場での気づきから～』(2024年)

03-3 ジェンダー不平等が及ぼす影響とジェンダー平等教育

03-3-1 データから見えてきたこと

ジェンダーをはじめとする社会的な固定観念が影響

ユース女性 1,000人中、「女の子だから」という理由で、高校生の頃に自分の考え・意見を言うことができなかったことが「ある」と「答えたくない」と回答した 426人に理由を聞いたところ（質問 11）、理由を答えた247人中 88人（35.6%）が、「女の子が考え・意見を言うことによる、周囲の友達や大人の目が気になった」から、79人（32.0%）が、「女の子が考え・意見を言うべきでないという雰囲気や周囲にあった」からと回答しました²⁴。これは、同調圧力と言われるものや、協調性を重要視するあまり、多数派の考えに合わせることをよしとす

る価値観が反映されていると推察されます。また、女の子・ユース女性が自分の考え・意見を発するべきでない、「わきまをべきだ」というジェンダー規範が、声を発することへの障壁となっている可能性も示しています。実際、「女の子が考え、意見を言うべきではないという考えが自分にあった」からという回答も 247人中 43人（17.4%あり、社会にあるジェンダーの固定観念が女の子・ユース女性自身にも、先入観として植えつけられている可能性もみられます。また、「その他」の自由回答では「女の子が何を言っても無駄だから」という声もありました。

高校生の頃より20歳現在、学生より社会人が、考えや意見を言うのがより困難な傾向に

高校生の頃に自分の考え・意見を誰かに言ったことが「ない」という回答が 39.2%（質問 3）、「20歳の現在」に自分の考え・意見を誰かに伝えることが「ない」という回答が 45.8%（質問 12）をそれぞれ占め、年齢を重ねるにつれて考えや意見を言うのが困難になる傾向がみられます。

「ユース座談会」においても、「大学生になると、男性社会に触れる機会が多くなり、声をあげるのがしんどくなる」「男性社会の中で声を上げないといけない場合、自分が“マッチョ”にならないと声が聞かれないという状況になり、苦しい」、「高校生時代は先生に対してズバズバ言っても代償がなかったが、今は制約を感じる」というユース女性の声が聞かれました（P24 参照）。また、「就職活動の時や社会に出てから、よりジェンダーの不平等を実感する」というユース女性の声についての報告も見られます²⁵。「子ども

という年齢や「学生」という立場での保護がなくなり、日本社会にあるジェンダーの不平等がより直接的に女性たちに影響し、ますます声をあげることが困難となる状況が推察されます。

これらのことから、子どもと大人の双方が子どもの権利や意見表明権を学ぶ際に、女の子・ユース女性は、既存のジェンダー規範に影響を受けやすく、考えや意見を言う機会が失われやすい点を考慮することが重要だと考えます。調査では「女の子・女性が、自分の考え・意見を言うことが大切だと思う理由」として、ちょうど半数が「当たり前のことだから」を選びました。「当たり前」を実現するためには、ジェンダー平等の社会に向かう教育が鍵となるのではないのでしょうか。

24：質問 10では、57.4%が「ない」と回答し、質問 11では、42.0%が「答えたくない」と回答した。これらは注目すべき結果であるが、本調査ではこれ以上聞いていないため、さらなる調査が必要である。

25：長富由希子「『男女平等は、教育現場だけの幻想』就活で感じたハードル」、2017年3月7日朝日新聞デジタル Dear Girls、[URL:https://www.asahi.com/articles/ASK3153LGK31UTFL013.html](https://www.asahi.com/articles/ASK3153LGK31UTFL013.html)（2024年4月10日アクセス）

03-3-2 解説

女の子・ユース女性が考え・意見を発するのを妨げているジェンダー不平等の現状

調査から見てきたように、社会にあるジェンダー規範などのジェンダーの不平等が、女の子・ユース女性の考え・意見の表明にも影響する可能性があります。プランによる「ガールズ・リーダーシップ・レポート2022」において、本田由紀教授・東京大学大学院は、学校現場の状況は女の子が声をあげること自体が可能な雰囲気になっていないとし、社会で固定化されたジェンダー規範が学校の中に流れ込んでいると指摘しています²⁶。

世界経済フォーラムによる「グローバルジェンダー

ギャップレポート2023」²⁷では、日本は146カ国中125位(2023年)と、2006年の公表開始以来、最低の結果となりました。分野別にみると、政治と経済が深刻です。その理由としては、女性議員や女性管理職の比率が顕著に低く、意思決定の場に女性が少なく、女性の声が届いていないことがあげられています。

日本政府が掲げる第5次男女共同参画基本計画では、こうした現状をふまえ、危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要があるとしています²⁸。

学校でのジェンダー不平等

学校においても、教科書に登場する男女の描かれ方や委員会での男女の役割分担、得意教科の決めつけ、クラスの集合写真での男女別のポーズ指定、学校段階・教科・管理職における教師の男女比などが、「隠れたカリキュラム」²⁹となり、生徒・学生にジェンダーの固定観念や思い

込みを刷り込んできたという指摘もあります。社会学者の中西祐子氏はこのような現状を受けて、「ジェンダー平等な学校教育を考える際には、学校、家庭、そして教育を取り巻く、社会全体の構造に潜むジェンダーバイアスを同時に変革していく必要がある」と提起しています³⁰。

社会全体の意識や固定観念に大きな影響力を持つジェンダー平等教育

ジェンダー平等教育とは、性別にとらわれず、すべての人の人権を尊重する態度を育むものです。それは、社会にあるジェンダー規範をはじめとする不平等によって、自身の考え・意見を発することを諦めず、自分らしく生きられる社会に向けた教育とも言うことができます。

日本政府が掲げる第5次男女共同参画基本計画では、「固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、固定観念を打破するとともに、無意識の思い込みによる悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図る」とし、人々の意識形成に大きな影響力を持つ学校教育を重要視しています³¹。

また、プランによる「日本における女性のリーダーシップ2021」では、2,000人の男女への調査から、次のようにジェ

ンダー平等教育の可能性を明示しています。

「ジェンダー平等教育を受けたことがある学生は、『男性は女性よりリーダーに適している』という意識が低いことがわかりました。また、特に女性は、ジェンダー平等教育を受けたか否かによって、『家事や育児といったケア労働は女性が担当すべき』と考えにくくなり、将来的にリーダーシップを発揮したいという意欲が高まることも示唆されました。」³²

そして、ジェンダー役割が固定化した概念を植え付けられることのないよう、幼少期から子どもたちにジェンダー平等に関する包括的な知識を教えることが、個人の意識の変容とジェンダー平等な社会への変容を促すものになると提起しています。

26：本田由紀「専門家に聞く『女性のリーダーシップ育成のための教育のありかた』」『日本における女性のリーダーシップ2022』、2022年、42ページ

27：World Economic Forum, "Global Gender Gap Report 2023" (June 2023), 後掲「参考文献・資料・インターネット」参照

28：後掲「参考文献・資料・インターネット」参照。同文書1ページ

29：学校の公式なカリキュラムの中にはない、教師の言動や態度、教師・生徒間の関係、授業方法、学校文化や慣習・制度などを通じて、意図しないままに教師や生徒たちから教えられていくジェンダーバイアスのこと。

30：中西 祐子「学校教育における男女共同参画の現状と課題」『NWEQ 実践研究学校教育とジェンダー平等 教育選択のジェンダー公正を目指して』第11号、2021年、28ページ

31：後掲「参考文献・資料・インターネット」参照。同文書110ページ

32：後掲「参考文献・資料・インターネット」参照。同文書122ページ

03-3-3 事例

教育
機関

地域における男女共同参画推進リーダー研修～全国の参加者が学び、つながる



パネルディスカッションの様子 © 国立女性教育会館

国立女性教育会館(NWEC)³³が、全国の女性関連施設や地方自治体、団体の役員・管理職やリーダーを対象に実施している1か月の研修。毎年、全国から400人を超える参加者が集い、学びを深めている。男女共同参画に関して、「基礎知識や歴史」や「地域の課題解決に求められる視点」、「政策課題」、「国際動向」、「地域での実践事例」などの多様なテーマを扱っている。基調講演をはじめ、国の施策説明、事例報告、パネルディスカッション、情報交換会を通じて、参加者に、最新の動向や自らの地域の現状・課題を改めて捉え直し、どのように対応するかを考える機会を提供している。

参加者からは「女性の意見が届く環境を整えることの大切さを感じました」、「多様な立場で多様な活動を展開している方々と交流することで、何だか自分の目指しているものや行動が肯定されている気持ちとなり、大変勇気づけられました」などの感想が寄せられている。この研修は、男女共同参画社会の実現に向けて、全国からの参加者がネットワークを推進する場ともなっている。

NGO

『教育をジェンダー視点で見直すヒント集』～すべての人が生きやすい社会へ向けた教材

開発教育協会(DEAR)が作成した教材³⁴は、教育者が自身のもつジェンダーバイアスに気づき、学校文化や学習環境、カリキュラム、問いかけなどをジェンダー視点から見直すことの重要性を強調している。チェックリストやヒントから、教育者が自身の役割とジェンダーに関する認識を確認できるよう工夫されている。「使う教材はジェンダー平等が意識されているか」、「態度や言動は、ジェンダー平等を意識しているか」などの具体的な項目をチェックすることで、授業の準備や実践で留意することを理解できるようになっている。また、教育者が学校のジェンダーバイアスに気づき、意識的に見直していくことを狙いとしたアクティビティも紹介されている。

本教材では「すべての人が多様な性の当事者として、また一人の市民・社会の構成員として、『具体的に、社会がどうなること・私たちがどうすることがジェンダー平等なのか?』を問い、その模索と挑戦を続けることがジェンダー平等に向けた教育となる得るのではないかと提起している。

チェックリストから気づきと学びを促す
© 開発教育協会

「チャンピオン・オブ・チェンジ」～ジェンダー平等のためのユースエンゲージメント・プログラム

NGO



チャンピオン・オブ・チェンジクラブのメンバー(フィリピン)

プラン・インターナショナルが行う「チャンピオン・オブ・チェンジ」は、ジェンダー平等推進と社会規範の変革を目標としたユース向けのトレーニング。女の子と男の子が、相互に関連したカリキュラムを学ぶ構成となっている。女の子のモジュールは、「エンパワーメント」「自尊心」「権利に対する意識」に焦点をあて、男の子のモジュールは、「支配的かつ有害な男らしさ」「男性であることの制約」について考え、「男の子がいかに女の子の権利やあらゆる人々のジェンダー公正に関わるか」に焦点を当てている。最終的には、ユースが啓発や政策提言活動を行い、ジェンダー平等のためのムーブメントを起こすことを目指している。

参加したブラジルのユース男性は「ジェンダー平等を学んだり、話し合ったりする機会をユースが持つことはとても重要です。僕の父親は暴力的で、暴力は『文化』の一部であると考えています。僕に子どもができれば、父親として全く別の接し方をすると強く決心しました」と語っている。

33：男女共同参画を推進する唯一の国のセンターとして、第5次男女共同参画基本計画等に沿って、研修、調査研究、広報・情報発信、国際貢献を推進・実施。
(URL: <https://www.nwec.go.jp/event/index.html>) (2024年4月10日アクセス)

34：「知り考え行動する」グローバルリベリションシップをはぐくむ教育を実施している開発教育協会(DEAR)による教材。(URL: <https://www.dear.or.jp/books/book01/13304/>) (2024年4月10日アクセス)

03-4 現場からのコメント

子どもや女の子の意見が聴かれる社会

～安心できる環境、安全な場所、そして意見を聴くおとなの存在～

公益社団法人アムネスティ・インターナショナル日本・関西連絡会

高橋 美和子さん

子どもの意見表明をする機会や場をつくりサポートする取り組みは、こども基本法の施行前から多くのNPOの現場で実践されてきたように思います。関西のNGOが横断的に協力して子どもたちの意見表明の活動をサポートし始めたのは、2016年当時、まだ珍しかった高校生主体による高校生のための「ワン・ワールド・フェスティバル for Youth」のなかにみられます。回数を重ねる過程で『高校生アドボカシーセクション』が立ち上がり、環境、多文化共生、LGBTQ+やジェンダーをテーマに、普段感じている自らの気持ちや意識を、個人の問題ではなくユースと社会の問題として捉え直し、関係省庁や政治家に提言として届けています。また、全国のNGOやNPOが協働する例として、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」では、国連子どもの権利委員会や日本の政策決定者に日本の子どもの声を届けることを目的とした「子どもメガホンプロジェクト」（P24 参照）が始動しました。ここでは日本各地から年齢も学校も異なる子ども達が子どもメンバーとして集まり、アンケートを通じて集めた全国の子どもの声を提言にまとめ、政策決定者と直接意見交換を行いました。

このように、子どもの権利に根差した意見表明の取り組みは、日本全国で様々な形で展開されるようになりましたが、期待する結果が必ずしも用意されているわけではありません。また、子ども達へのフィードバックまでがプロセスと考えると、受け手側の取り組むべき課題も多く残されているといえます。一方、子ども達をサポートするおとな側の理解、専門的なスキルや環境の整備については、経験を重ねる中で少しずつ培われてきたことも事実です。会議に参加し発言する時の「グランドルール」の策定や、「子どものためのセーフ・ガーディング」の導入は、子どもがあらゆる場面で安心して意見を言える環境づくりにむけて、大切な役割を果たしています。

さて、こども基本法における子どもの意見表明は、国政や地方行政の政策に子どもの声を反映することを主たる目的としています。子どもの権利条約では、必ずしも明確な意見に限定されていないことを理解しておく必要があります。自分の考えていること、理不尽に感じている事、言語化できない感情も含めて子どもの意見であり、普段の生活で物理的に安全であり、精神的に安心できる場所でその意見が聴かれる必要があります。そして、信頼できるおとなの存在は、子どもの権利として不可欠といえるでしょう。また、困難を抱え、声を聴かれにくい子ども、意見表明することの意欲や関心を持たない状況にある子どもにとっては、意見を言い伝えられるよう配慮された環境が大切になることは言うまでもありません。例えば、プラン・インターナショナルが運営する『わたカフェ』では、生きづらさや困難を感じる女の子たちの声が聴かれるよう、随所に配慮や工夫がされています。

最後に、ジェンダーの視点からも子どもの意見表明について触れたいと思います。上述の高校生アドボカシーセクションや子どもメガホンプロジェクトには、多くの女の子たちが参加し、そのプレゼンスは非常に大きいものです。しかしながら、今の日本の政治や組織の意思決定の場に、どれだけの女性が存在しているのでしょうか。今回のアンケート結果をみると、高校生の時よりも、20歳となった今の方が、意見を言う事が難しいとする回答が目立ちます。また、若い女性のアクティビストは、過度な期待とプレッシャーに晒されやすく、過剰な負担を強いられる状況に追い込まれやすいといえます。子ども達が性別によって制約を受けたり、女の子という事で辛い思いをしたりが無く、あらゆる場面で安心して安全に意見を表明する権利を行使できているのか、そして、子どもの年齢を過ぎでからも、根底にある普遍的な権利が大切に守られ、だれもが安心して意見を表明できる社会なのか、このことは常に意識し続ける必要があるといえます。

04

専門家へのインタビュー

子どもの権利条約と子どもの意見が聴かれる権利



国連子どもの権利委員会委員・弁護士

大谷 美紀子さん

プロフィール

上智大学法学部国際関係法学科卒業。1990年より弁護士。人権問題に関心を持ち、子どもの権利条約について学んだことがきっかけで、人権教育、国連の人権活動、国際人権法に関心を持ち、米国に留学。国連人権高等弁務官事務所ニューヨーク事務所にてインターン。1999年、コロンビア大学国際関係公共政策大学院修了。帰国後、2003年、東京大学法学部政治学研究所修士課程専修コース修了(国際法専攻)、2020年、法学博士(青山学院大学、公法)。弁護士として、また、NGO活動を通して、子どもの人権、女性の人権、外国人の人権問題に取り組む。2017年から、日本人初の国連子どもの権利委員会委員(2025年まで)。2021年5月から2023年5月まで、同委員長

一子どもの権利条約の視点からみた、世界の子どもを取り巻く課題について教えてください。

今年2024年は、国連総会で1989年に「子どもの権利に関する条約」(子どもの権利条約)が採択されて35年、日本が批准して30年の節目の年です。条約施行後、ユニセフの調査結果をみても、乳幼児死亡率や就学率などの子どもの状況は確実な前進がみられます。一方で、子どもの権利条約の考え方である「子どもは単なる保護の対象ではなく、大人と同じ一人の人間であって『権利の主体』である」ということが、本当の意味では受け入れられていないと感じています。世界的には子どもの権利を認めると、子どもがわがままになりコントロールできなくなるという懸念や、親の権利を重視する家族観や子どもの権利に対するバックラッシュも指摘されています。また、実際に子どもたちが、子どもの権利や環境問題について声をあげ出した途端、「子どもは黙っている」という大人の本音が出てくることもあります。このような根本的な問題が未だ存在しているのです。気候変動やAIテクノロジーが子どもに及ぼす負の影響に対して、いかに迅速に取り組んでいくかといった新たな課題もあります。

一日本の子どもの権利を推進する体制はどの程度整備されてきたのでしょうか？

日本では2023年に「こども基本法」の施行と「こども家

庭庁」の発足という、子どもの権利をめぐる二つの重要な進展がありました。こども基本法の中に、子どもの権利条約が位置づけられたことは、条約を国内で実施するための法的な受け皿として大きな意味があると考えています。子どもの意見表明権についても、明確に日本の法律の中に記載され、それを受けて子どもにかかわる様々な分野で「子どもの声を聴く」ことの重要性が強調されるようになってきたことは歓迎すべきことです。

こども家庭庁の発足も大きな意味があると思います。なぜなら、各省庁がそれぞれ実施している子ども施策を司令塔となって調整し、こども基本法の着実な施行を推進していくという明確な役割を担う機関ができたからです。子どもの権利条約を批准して30年経った今、ようやくスタート地点に立ったと感じています。これから国連子どもの権利委員会が取り上げてきた課題や、日本の中で認識されている子どもを取り巻く問題への取り組みを一つひとつ着実に進めていく必要があると思います。

一「子どもの声を聴く」ことは子どもの権利条約ではどのように書かれていますか？

子どもの権利条約の第12条には「自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の

意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする」

と規定されています。子どもは権利の主体ではありますが、まだ未成熟なため、親などの大人の同意を得ないと行動ができなかったり、意思決定ができなかったりします。一方、子ども自身に関することであっても、本人の意見が聴かれることなく、親や周囲の大人が決めたことに子どもは従わなければならないという状況も多くあります。だからこそ、意思決定をする側の大人は子どもの意見を十分に聴き、その意見を尊重しなければならない、としているのです。このように「子どもの意見が聴かれる権利」は、子どもの最善の利益の原則と合わせて、子どもの権利条約の重要な基本的原則となっています。

ところで、第 12 条は「子どもの意見表明権」と紹介されることが多いのですが、私は二つの理由からこの日本語訳は第 12 条の意味を適切に表し切れていないと考えています。確かに第 12 条には「自由に自己の意見を表明する権利」と記されていますが、その部分だけを取りあげて「意見表明権」と言ってしまうと、子どもに言いたい放題を許すという誤ったイメージにつながる懸念があるからです。また、「意見」というと、何かについて明確な意見や立場をもっているという語感があると感じています。英語では“View”という言葉が使用されていて、それは、はっきりとまとまった自分の「意見」だけでなく、「こちらの方が良い」「こう思っている」などの「考え」や「気持ち」などを含むもっと幅広いものであると理解されるからです。また、第 12 条の権利は、低年齢の子どもにも保障されます。

このことを踏まえると、子どもの意見を聴くということは、子どもに対して確固とした意見を尋ねるのだけではなく、むしろ子どもが感じ、考えていることを汲み取るために子どもの声に耳を傾けていくことが求められているのだと思います。

一子どもが意見を発することができない現状があるのは何が要因でしょうか。

そもそも日本では子どもが意見を発すること、さらに言

えば自分自身の意見を持つということが、家庭や学校で奨励されていないということが根底にあると思います。異なる意見はその価値が尊重されるというより、時にはつぶされたり、いじめの原因とされたりします。また、多数の意見にあわせた方が”らく”だと感じさせることもあります。大人を見ても、結局声をあげない大人が多かったり、声をあげると批判されたりバッシングされたりしている。このように意見を持つことが奨励されない社会の中で、子どもたちに声をあげようと言っても、あげられないのは無理もありません。

加えて、日本は島国で言葉の壁もあって、子どもや若者が世界の状況を知る機会が少ないことも一つの要因です。世界を見ればさまざまな国々で子どもたちが声をあげ、行動しています。そういった情報が入ってこないのが、日本だけを見て声をあげることは怖いこと考えてしまっているように思います。

一子どもの意見が聴かれる「環境」をつくるためには何が必要でしょうか。

課題は沢山ありますが、何が必要かを議論してできることから進めていくことが重要です。例えば、日本の教育に子どもの権利条約第 29 条で定められている教育の目的をより反映させることで、自分の意見をもつことを奨励する教育へ変わっていくことが期待できます。また、大人も子どもの権利条約について学んで、家庭や地域での子どもへの接し方を変えていくことも必要です。「自由に意見を発していいよ」と言っただけでは、子どもは意見を発しません。子どもが意見を発しやすい場を整え、聴く側の大人が子どもの意見表明権を理解し、子どもの声に積極的に耳を傾けることが重要です。そのためには大人に対する研修などの支援も必要です。

さらに、若者も加わって一緒に議論をしていくことも大切だと思います。なぜなら、若者は少し前まで子どもで、今は選挙を通して政治参加できる成人という、子どもと大人双方の視点をもつ特別な存在だからです。

そして、子どもの意見が聴かれる仕組みを作っていくこ

とが重要です。例えば国連子どもの権利委員会では、様々な会議には必ず子どもたちの参加を確保するようにしています。一人の子どもが参加し、「代表」として発言するというのではなく、司会・モデレーターやその他様々な形で子どもたちが関わり、意見を表明する仕組みを工夫しています。「子ども議会」のような意見表明の場や、子どものための意見聴取の仕組みも必要です。その際には、子どもには意見を聴かれる権利があること、何について意見を聴かれるのか、意見を表明したらそれがどのように反映されるのか、意見を発したくなければ発する必要がない、などの情報を子どもたちにわかりやすく事前に説明されていることが重要です。

一子どもの意見が反映される社会づくりに向けた NGO の役割をどうお考えですか。

多様な NGO があるので一口には言えませんが、NGO の特長は、当事者に近いあるいは一緒に活動をするという当事者目線を持ち合わせていることと、活動分野に関する実践に基づく専門性を有しているということだと思います。それらの特長を活用して、子どもの意見が反映される社会づくりに向けて、国の施策と一般市民の間に立ち、当事者(子ども)のために、当事者と一緒に活動するのが NGO の役割だと思います。また、より取り残されがちな子どもや見過ごされそうな課題を発見して、取り上げていくという役割も重要です。障害のある子ども、遠隔地に住む子ども、貧困家庭の子ども、病院で長期入院中の子ども、少年院にいる子ども、外国にルーツのある子どもなど様々な状況の子どもがいます。またヤングケアラーの問題など子どもを取り巻く新たな課題も顕在化しています。取り残されている子どもたち、今まで取り上げられてこなかった課題を見出し、そうした子どもたちにアウトリーチして、その子どもたちの考えや意見を聴き、社会に反映させていくというのは NGO だからこそ担える役割です。NGO がその専門性をもって、行政や子ども支援にかかわる様々なアクターと連携していくことが益々求められていると思います。

一子どもが権利を学ぶことの意義と可能性について教えてください。

私は三つの観点から、子どもたちが権利を学ぶことの意義は大きいと考えています。

まず、それがすべての人の権利が守られる社会を実現する出発点になるからです。政治、行政、企業、地域社会を動かしているのはすべて「人」だということ、従って、一人ひとりが子どもの頃から人権を尊重し、人を大切にし、人はみな平等だということを経験で学び、考え方や行動の指針にするということは、人権が守られる社会の基盤となるのです。

第二に、権利を学ぶことで、子ども自身がエンパワーされ、子どもの力が発揮できることが期待できるからです。日本では、子どもに権利について教えると、わがままで自己主張の強い子どもになる、身勝手に手に負えない子どもになる、という懸念が依然として聞かれます。しかしそうではなく、子どもは自分に権利があることを学ぶ過程で、すべての人間に権利(人権)があるのだということに気づいていきます。人間である限り大人も子どもも、男性も女性も、人として同じ価値があり、自分の権利を尊重することは他の人の権利も大切にすることだということを経験します。こうして、権利を学ぶことで、子どもは、自分も他人も含むすべての人の人権が守られる社会を実現する役割を果たすことにつながっていくのです。

第三には、子どもに権利を教えるということは、教える側の大人が人権について学ぶことでもあるからです。家庭で、学校で、地域で、子どもに接するすべての大人が子どもに教える中で、言葉だけでなく、態度や行動で示していくことが求められます。このように考えると、子どもが権利を学ぶということは、子どもにとってだけでなく、すべての個人と社会を変革する大きな力を持つことだと言えるのではないのでしょうか。

私は「子どもの声を聴く」ということ、その前提として子どもの権利を大人が学び、権利の主体である子どもの活動を支援していくことが、すべての人の人権が尊重される社会の構築につながると考えています。

05

「ガールズ・レポート 2024」と今後の課題

大谷 美紀子さん

「ガールズ・レポート 2024」でも取り上げられているとおり、子どもの意見を聴く活動は、近年、主にNGOによる取組みとして広がってきたが、こども基本法の施行と、こども家庭庁の発足という、法的な枠組みと国レベルでの政府の機構の整備に伴って、活発に議論されるようになってきた。しかし、こどもに関する政策づくりやその実施、活動に携わる大人たちが、子ども自身の声を発することについての思いや経験を子どもたちから聞ける機会は多くはない。さらに、子どもの中でも、特に声を発することが困難である(と思われる)状況にある、特定のグループの子どもたちについて、その意見や考えを知る試みは十分ではない。この点で、本ガールズ・レポートは、20歳の女性1,000人に、高校生当時の自分を思い出してもらって、高校生の女の子だった時、また、現在は大人のユース女性として、声を発することについて感じたことを尋ね、その結果から、私たちの理解を深め、今後の取組みに活かそうという貴重な試みである。レポートは、女の子に焦点を当てているが、調査結果から見えてきたことの中には、すべての子どもたちに通ずる重要な示唆も含まれている。

以下、個人的な感想も含まれるが、アンケート調査結果とその分析について、気づいた点を述べて、総括とさせていきたい。

第一に、回答したユース女性の半数が、「女の子・女性が、自分の考え・意見を言うこと」は、当たり前なこととして大切であると感じながらも、実際には自分の考えや意見を言うことが、年齢が上がるにつれ、立場が学生から社会人になるにつれ困難になる傾向が見られた点である。また、高校生の頃にとりわけ「女の子だから」という理由で自分の考え・意見を言えなかった経験があった回答者のおよそ3分の1が、その理由とし

それぞれ、「周囲の友達や大人の目が気になった」、「女の子が考え・意見を言うべきではないという雰囲気があった」を選択している。このことは、女の子・ユース女性が声を発しやすくするための取組みとして、社会全体において女性が意見を言いやすい環境を整備していくことの重要性を示唆している。また、子どものうちから、女の子が声を発することを支援され、エンパワーされることが大切であると同時に、女の子からユース女性へと移行する時期における支援の必要性も指摘したい。

第二に、高校生の頃に自分の考えや意見を伝えたことがあるという回答者の多くが、どこでという質問への答えとして、家庭、次いで、学校、また、誰にという質問への答えとして、母親、次いで、同世代の友人を選択している点である。このことから、子どもや若者が安心して話ができ、聞いてもらえる「場」としての家庭と学校の重要性に加え、それ以外の「場」の必要性がレポートでも指摘されているが、さらに、家庭と学校で親(両親)と先生やスクールカウンセラーが子どもの考えや意見を積極的に聴く大人となっていく取組み、そのための大人への支援の必要性が浮かび上がる。

第三に、高校生の頃に自分の考えや意見を伝えたことのある回答者が伝えた相手として最も多く挙げた相手が母親(42.8%)であるのは、調査対象者が女性であることに関連している可能性があるように思われる。このガールズ・レポートの取組みをきっかけとして、今後、男の子の場合はどうか、さらには、性自認や性的指向、障害の有無、家庭の状況、住む地域等、あるいは、これらの要因が複数重なることによって、意見表明権を初めとする子どもの権利の実現におよぼす影響や支援の必要性に注意が払われることを期待したい。

06 おわりに

女の子・ユース女性が自分の考え・意見を発するために必要なこと

20歳の女性1,000人へのアンケート調査やユース座談会、実践からの論考や専門家へのインタビューから、以下の4点を進めていく必要性が明らかになりました。

1. 子どもの権利条約とそこで定められている子どもの意見表明権について、学んだり、実践したりする教育を充実させ、子どもも大人もそれらについて理解を深めていくこと
2. 安心・安全が守られる「場」を複数もてるようにし、それらを誰もがアクセスしやすいものとする
3. 「子どもの声を聴き尊重する」とはどういうことかを、大人が正しく理解し、実践していくこと
4. ジェンダー平等な社会に向けた取り組みを一段上のレベルに引き上げ、推進していくこと

これらを進めていくことは簡単なことではありません。しかし、本レポートの事例が示すように、行政や教育機関、NGO・NPO、地域社会、企業などの多様なアクターの取り組みは、女の子・ユース女性が声を発するための確実な「後押し」となっています。各アクターの取り組みを一層推進していくことが求められます。

また、女の子・ユース女性が声を発することができる社会は、冒頭に紹介したユース女性の言葉にある「誰もが、当たり前前に声が聴かれる社会、取り残されない世界」を実現していくためのものです。そのためには、多様なアクターが各分野における知見と実践をより意識的に共有していくこと、そして連携を強化していくことが重要です。

本レポート作成にあたり、大谷美紀子さんには企画の段階から示唆に富むアドバイスをいただきました。

高橋美和子さんには豊富な実践からのコメントをいただきました。またユース座談会では4人のユース女性に率直かつ未来につながる「声」を共有していただきました。ここにお礼を申し上げます。

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン
アドボカシーグループ

07

参考文献・資料・インターネット

◆条約・条例など

- ・ UNICEF「国連子ども権利条約」(1989年)

原文 “Convention on the Rights of the Child text” UNICEF,

<URL: <https://www.unicef.org/child-rights-convention/convention-text>> (accessed 2024-04-10)

日本語訳 外務省「児童の権利に関する条約」、<URL: <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/zenbun.html>> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 国連子どもの権利委員会「一般的意見12」(2009年) 平野裕二訳

<URL: https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_gc_ja_12.pdf> (2024年4月10日アクセス)

- ・ こども家庭庁「こども基本法」(2023年4月施行)

<URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」(2020年12月25日)

<URL: https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/print.pdf> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 武蔵野市「武蔵野市子どもの権利条例」(2023年4月施行)

<URL: https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/045/264/kodomonokennrisyourei.pdf> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 文部科学省「生徒指導提要(改訂版)」(2022年12月公表)

<URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 文部科学省「教育振興基本計画 23年度～27年度」(2023年6月)

<URL: https://www.mext.go.jp/content/20230615-mxt_soseisk02-100000597_01.pdf> (2024年4月10日アクセス)

◆書籍・レポート・調査など

- ・ 荒牧重人監修『世界中の子どもの権利をまもる30の方法 誰ひとり置き去りにしない!』合同出版、2019年。

- ・ 大谷美紀子「あらためて『子どもの権利』とは」『こころの科学』No.232、2023年、10-15 ページ

- ・ 開発教育協会「子どものけんりから考える、自分と社会への問い」『開発教育』70号、2023年、76-81 ページ

- ・ 甲斐田万智子監修『きみがきみらしく生きるための子どもの権利』KADOKAWA、2023年。

- ・ 小口尚子・福岡鮎美『子どもによる 子どものための「子どもの権利条約」』小学館、1995年。

- ・ こども家庭庁「こども若者★いけんぶらす」<URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus>> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 鈴木賢志編訳『スウェーデンの小学校社会科の教科書を読む～日本の大学生は何を感じたのか～』新評論、2016年。

- ・ セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン「3万人アンケートから見る子どもの権利に関する意識」(2019年)

<URL: https://www.savechildren.or.jp/news/publications/download/kodomonokenri_sassi.pdf> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 瀧口優「子どもの権利条例の検討状況 こども基本法の成立を受けて」『教育』No.934、2023年、72-78 ページ

- ・ 谷口真由美・荻上チキ『きみの人生はきみのもの 子どもが知っておきたい「権利」の話』NHK出版、2023年。

- ・ 日本子どもを守る会編『子ども白書 2023』かもがわ出版、2023年。

- ・ 日本子どもを守る会編『子ども白書 2020』かもがわ出版、2020年。

- ・ 日本財団「こども1万人意識調査」(2023年)

<URL: <https://www.nippon-foundation.or.jp/who/news/pr/2023/20230501-88166.html>> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもコミッショナーはなぜ必要か 子どもの SOS に応える人権機関』明石書店、2023年。

- ・ 日本ユニセフ協会「子どもの権利」<URL: <https://www.unicef.or.jp/crc/>> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 広げよう! 子どもの権利条約キャンペーン「全国子どもアンケート みんなの今を教えて ～子どもの権利、知ってる?～ 調査結果ダイジェスト版」(2023年)

<URL: https://crc-campaignjapan.org/wpCRCcp/wp-content/uploads/2023/12/Questionnaire-results_20231207.pdf> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「日本における女性のリーダーシップ 2021」(2021年)

<URL: https://www.plan-international.jp/news/girl/20210405_27960/> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「日本における女性のリーダーシップ 2022」(2022年)

<URL: https://www.plan-international.jp/activity/pdf/220308_leadership.pdf> (2024年4月10日アクセス)

- ・ 公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン「女の子および若年女性がリーダーになるための政策提言書」(2023年)

<URL: https://www.planinternational.jp/about/pdf/2023_leadership.pdf> (2024年4月10日アクセス)

- ・ World Economic Forum、「Global Gender Gap Report」(2023)

<URL: <https://www.weforum.org/reports/global-gender-gap-report-2023>> (accessed 2024-04-10)



プラン・インターナショナルは、子どもの権利を推進し、貧困や差別のない社会を実現するために世界80カ国以上で活動する国際NGOです。

創立は1937年。長年にわたり、子どもや若者、地域の人々とともに地域開発を進めてきました。すべての子どもたちの権利が守られるよう、とりわけ女の子や女性への支援に力を入れています。市民社会、政府機関や国際機関と連携しながら、世界を持続的に、前向きに変えていきます。

本報告書に関するお問い合わせ

公益財団法人プラン・インターナショナル・ジャパン アドボカシーグループ

Tel 03-5481-3533

E-mail advocacy@plan-international.jp

www.plan-international.jp

facebook.com/planglobal

twitter.com/planglobal

instagram.com/planinternational

発行: 2024年4月